

通商産業委員會議録第六号

昭和二十六年十一月十三日(火曜日)

午後一時五十一分開議

出席委員

委員長代理理事 中村 幸八君

理事 高橋清治郎君

阿左美廣治君

神田 博君

永井 要造君

福田 一君

村上 勇君

風早八十二君

出席國務大臣

通商産業大臣 高橋龍太郎君

出席府委員

外國為替管理 大久保三郎君

委員會委員

外國為替管理 稻垣 一吉君

員會事務局局長

委員外の出席者

通商産業事務局 松尾泰一郎君

(通商局長) 井上 尚一君

通商産業事務局 草澤 大義君

(通商局長) 松尾 金藏君

通商産業事務局 谷崎 明君

通商産業事務局 專門員

十一月十三日

中小企業信用保險法の一部を改正する

法律案(内閣提出第三六号)

同月十二日

電源開発助成法制定等に関する請願

(有田二郎君紹介)(第一〇五三三号)

電力増強対策確立に関する請願(有

田二郎君紹介)(第一〇五四四号)

電気料金値上等に関する請願(中島

第一類第十一号 通商産業委員會議録第六号 昭和二十六年十一月十三日

茂喜君外一名紹介(第一〇七九号)

水火力調整金制度撤廃等の請願(倉

石忠雄君紹介)(第一〇八〇号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

軽入不振の現状打開策に関する陳情

書(大阪府北区堂島西町一番地関西

経済連合会会長中橋武一)(第六九五

号)

工業技術庁陶磁器試験所閉止反対に

関する陳情書(京都市中京区烏丸通

夷川上ル京都商工会議所会頭中野種

一郎)(第六九六号)

中小企業振興助成法の制定促進と危

機打開策に関する陳情書(東京都議

會議長菊池民一)(第六九七号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

輸出信用保險法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二二二号)

中小企業信用保險法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第三六号)

○中村委員長代理 たいまいより通商

産業委員會を開会いたします。

本日は私が委員長職務を行いま

す。

まず輸出信用保險法の一部を改正す

る法律案について質疑に入ります。質

疑は通告の順に従い、順次これを許し

ます。小川平二君。

○小川(平)委員 議題となつておりま

す輸出信用保險法につきましては、制

定の当初から将来適当な機会に増補リ

スクの範圍を擴張して行くべきである

ということが要望されて参つたわけで

ありますが、今回当面緊要の問題であ

るところのプラント輸出促進のための

改正が提案されましたことは、まこと

に時宜にかなつた措置であると存する

のでございます。そこで法律案につき

ましてお尋ねをいたします前に、この

プラント輸出に關連する問題、それか

らまたこのプラント輸出のいわばパツ

ク・グラウンドにある問題とも申し

ましてよろか、そういった問題について

まず一、二お尋ねをさせていただきます

いと存じます。次いで法律案自体につ

いてお尋ねをいたしたいと存じておる

わけでございますが、時間を節約いた

しますために、一括してお尋ねを申し

上げることにさせていただきますと存

じます。

このプラント輸出につきましては、

昨年の一月から年末までの輸出總額が

三千万ドル以上上つておつたと承知

しておりますが、本年度に入つてから

次々と國際ビッドより落伍しておる。

実績もこの八月末で一千万ドルをわ

かに越える程度というように、非常に

激減いたしておるようであります。い

づれの品目をとつてみましても、國際

價格にさや寄せをするためには、三割

あるいはそれ以上の價格の引下げが必

要であるという実情であると聞いてお

るのでございます。そこでこのプラ

ント輸出と總称されておるところのい

ろな品目のコストの六、七割を占め

ておるといわれておる鋼材價格の引下

げの問題が、過般来い／＼と論議を

されておるのでありますが、これにつ

きましては、鉄鋼メーカーにおいてプ

ラント輸出に際しては、輸出價格を参

酌いたしまして、個々の話合ひで適當

に値引をしておるのでありますが、さ

らに根本的な対策としてい／＼な提

案がなされておる。これに伴つて種々

の論議が行われておるのであります。

二重價格制を採用すべきであるとか、

補給金を実施すべきであるとか、ある

いは鉄鋼メーカーに自家用船を保有さ

せるべきであるとか、こういった議論

が行われておるのであります。補給金

と申しまして、均衡財政の建前から

なか／＼簡單には参らない問題でも

ございまして、統制の問題とも關連

をして来ると思われるのであります。

い／＼二重價格制にいたしまして

も、現在の情勢下にありますとは簡單

に実行できない事情があると思つので

あります。比較的容易に実行できる方

法としては、鉄鋼メーカーに自家用船

を保有させるべきではなからうかと考

えられるのであります。もとよりこ

の問題にいたしまして、資金面その

他にいろいろ問題がある。この方法

を実行するためには、充足しなければ

ならないさ／＼な條件があることと

思われますので、これらの問題につ

いて政府はいかようにお考えであるか、

この機会に詳細に承らしていただき

たいと思つております。

それから第二の問題であります

が、日英支拂協定においてドル條項

が撤廃をされました。そのかわりに大

きな期待が寄せられておりましたボ

ンドのい／＼ゆる行政振りかえの措置が、

必ずしも円滑に行われておらない。そ

の結果といたしまして、最近急速に手

持ちのボンドが増加をして来ている。

このことが各方面で憂慮されておるの

であります。こういった事態がいかに

なる意味を持つておるかということに

つきましては、ここで私がくど／＼し

く申し上げるまでもないことと思つ

てあります。適切な対策が講ぜられ

せん場合には、結局ボンド地域に対す

る輸出の制限という形の問題が

解決されなければならない結果にもな

る。い／＼縮小した形で均衡が回復さ

れるということとは、もとより望まし

いことではないと思つております。こ

の問題につきましては過般も本委員会

において通産大臣に対してお尋ねを申

上げたのですが、十分詳細な御答弁

をいただくことができませんでしたの

で、この機会にお尋ねをいたしたいの

であります。当局においてはもちろん

鋭意対策を御検討のことと思われま

す。新聞等にもいろいろ報道されて

おりますので、この点につきまして詳

細に、具体的にお考えを承らせていた

だきたいと思つております。

次に法律案について二、三お尋ねを

いたしたいのであります。冒頭に申し

上げました通り、このリスクの範圍を

擴張して行くという要望が当初から強

かつたのであります。これに対して今

回プラント輸出に對してかような改正

が提案されることはまことにけつこ

う

なことを存じますが、しかし言うまでもなく、輸出の増進というものが現下の情勢においては至らざる命令でありますからには、もとよりこの程度の改正をもつては十分満足することはできないと思うのであります。イギリスその他に多くの例もあり、また各方面からも強く実現を要望されている。この機会に取上げられるべき多くのものがこの改正案に漏れていることは遺憾にたえない次第であります。もちろんいろいろ事情を考慮されてのことと存じますが、少くとも見込み生産に対する保険、農水産物その他生産の時期と販売の時期とに時間的なずれがあるので、どうしても見込み生産を必要とする商品については、これに伴う危険を填補する保険が必要なのではないか、あるいはまた市場の調査、広告、宣伝費に要した費用が回収されない場合に對する保険、こういったものは今後輸出品の販路を開拓いたして行きますためには、相当に腰をすえた組織的な対策がなければならぬことは当然であります。英國等でもすでに実施しておりますから、この種の保険はぜひとも実現をしていただきたい、かように考えるのでございます。少くともただいま申し上げました見込み生産に對する保険、あるいは販路の開拓關係の保険、こういったものは今回の改正に取入れてもらいたかつたのであります。近い将来にこれが実現をはかる御意思を持つておられるか、この点を伺いたいのであります。

それからプラント輸出につきましては、取引が通常非常に長期間にわたりまする關係上、為替相場の変動による損失を補償する何らかの方法がどうしても必要ではないかと思つたのであります。これに関連いたしまして、プラント輸出については、従来から特に一箇年の長期予約が認められていたものであります。プラント輸出は言うまでもなく、その性質上どうしても積出しが遅延しがちになる。この際さらに期間を延長してもらいたいという要望が業界等で非常に強いのであります。また予約の延長に際しては、一箇月前に際し、その手続ができない、その際レートのそのときのレートによる以外に認められない、こういう方針をとつておられる由であります。少くともこのレートは現予約の條件によつて延長すべきではないだろうか、かように考えますが、この点についてどうお考えになつておられるか承りたいのであります。

また現行制度によりましますと、契約金額の八〇%をもつて保険金の限度としておられるのであります。が、実際問題として、少くとも積出し後は一〇〇%に引上げるべきではないだろうか、と考えるわけでございます。これらの上一括してお尋ね申し上げました、それ、担当の方から御説明を承りたいと思つております。

○臺灣説明員 プラントの輸出促進につきまして、御指摘になりましたように、プラントの國際價格に對しまして日本の國際價格が割高でありまして、二、三割方値引きをしないことには海外市場において競争ができないような実情であつたのであります。その根本的な対策として、イギリスとかベルギーにおいてすでに実施されてお

ります輸出價格と國內價格との間に差異を置きまして、國內價格を安くすることによつて、輸出しやすするプラントの値段を安くしようという海外の例から見ても、鉄鋼について特別に値引きの問題が出て参つたことは御指摘の通りでございます。ただこれが対策につきまして、補助金なりあるいはその他の國家資金の援助によりまして、このつじつまを合せるようなことは、現在の財政状態においては困難であることも御指摘の通りであります。鉄鋼業が、高い鉄をつくる理由として、遠く海外から輸送費を多額に費して運んでくる關係がありますので、この運賃を節約するというような面から、これの対策について、われわれといたしましていろいろ考えをめぐらして参つたのであります。何分にも安し船を入手することが先決でありまして、具体的問題として出て参りましたのはリバティ船の譲渡についての話でありまして、その條件をいろいろ検討してみたのであります。何分にも船価の割高の状況から、現在太平洋を年五回航するという計算をしまして、どうしても九年半くらいな償却になりまして、それ自身から船運賃の節約というところが多額には出て参らぬような状態で、具体的ものは目下見つからないような状態でありまして、新聞の報ずるところによりまして、アメリカにおいてリバティ船の譲渡につきまして特別な法律を出すようなことも報道されておるのであります。そういうことによつて、リバティ船が安く入手できるようになりまして、端の御指摘のような買船による、製鉄業者あるいは製鉄業者の關係する船会社の

船の直接の運賃によりまして、運賃のセーブによつて鉄鋼の値段の引下げができるわけでありまして、なお具体的な、船価の有利な買船というものについて探していろいろな状態でありまして、ただいろいろような状態であるが、せむしゅうして待つわけにも参りませんので、業界の間におきましては、商売の話し合いによりまして、鉄鋼の売り渡し條件として、現金の支拂いは半分してくれるならば何割引く、あるいは三箇月手形拂ひのものを一箇月手形拂ひにしてくれたならば何割引くといったような、支拂ひ條件の状況によりまして、その間に鉄鋼の値引きと見ましたプラントの重要性という点から、鉄鋼業界においてみずからそういう措置がとられておりました。これも相手のプラント・メーカーの信用状況といふものにも依存するわけでありまして、一概にすべてプラント物については何割引というようなわけには参りませんが、そういうような努力によつて、値引きが現実に行われておるわけでありまして、同時に、何と申しましても、鉄鋼みずからの合理化によりまして、鉄鋼のコストの切下げが必要なることは当然のことでありまして、三年計画をもちまして、鉄鋼合理化計画といふものも本年度第一年度の出発点として推進をしておるわけでありまして、この合理化計画が達成されました場合には、大体二割ぐらゐのコスト切下げが実現されるのではないかと、いふような見込みをもつて、この達成に邁進いたしておるような状況であります。現状を御説明申し上げた次第であります。

○井上説明員 小川委員からいろいろ御質問がございました。これに對して、お答えを申し上げます。第一点、日英支拂協定の實施段階に入りまして今日において、わが國のポンドの手持がますます増加の傾向にある、こういう現状にかんがみて、今後スターリング地域との貿易上、何らか輸出の制限その他の調整を加える考えはないかという御質問であります。この点につきましては、現状は仰せの通りでございます。われわれ通産省といたしまして、今後のスターリング地域とわが國との貿易の健全なる發展という観点より、いろいろ構想をめぐらしておるようなわけであります。この方法等につきましては、ポンド地域に對する輸出の制限ないしは調整ということも確かに一案ではあると存じます。今日までの通産省の考えとしては、そういう消極的な手ではなくて、むしろポンド地域からの輸入原材料を初めとして、商品につきましても輸入を大幅にこの際推進することによりまして、ポンドの手持ち増加という問題に對処して参りたい。さういふ方向で問題をいろいろ考へておるわけでありまして、この方法につきましての詳細な内容は、今日の段階としましては通産省としましては、まだ正式の決定といふところまで参つておらないのであります。今申しましたように、かなり多くの物資ないしは商品につきまして、自動承認制を適用することにより、これの輸入の大幅緩和を考へますと同時に、今日貿易上最も重要な問題は、言うまでもなく金融でございますので、ポンド地域からの輸入の促進上、これの裏づけ

となります金融面におきまして十分適切な手を打つて参りたい。そういう構想をもちまして、今具体的な細目につきましても研究を進めておるようなわけでございます。

次に第三点の御質問をいたしまして、今般の輸出信用保険法の改正の機会に、見込み生産保険ともいふべき——特に農水産物等については、その現実の輸出の時期と、当該輸出商品としての農水産物の生産ないしは集荷加工の時期が、相当タイムラグがある、そういう点から、農水産物の貿易につきましては、金融上あるいはその他の面から非常に危険が多い、こういう重要貿易商品について、この際見込み生産保険というものを考えた方がよいのではないかと御意見、まことにごもつともであります。われ／＼としましても、そういう問題につきまして十分研究を盡したわけでありまして、農水産物等を対象としまして、あるいはこれ以外の商品につきましても、そういう現実の生産、集荷、加工の時期と当該商品の輸出の時期との間に時間的ギャップがあるような商品、ないしはその他一般的に申しまして、この際貿易振興、輸出振興という観点から、輸出金融全般につきましてこの輸出信用保険制度に全面的な改正を加えるという構想をここに加味してみたい。そういう考えをもつて、戦前には輸出前貸損失補償制度というのがありまして、相当貿易振興上貢献が多かつたという点に徴しまして、この際貿易業者に対しまして金融機関が融資をいたしました場合に、当該金融につきまして輸出金融保険というものを制度として考えてみようということで、実は一

案を得ておるようなわけでありまして、それからなお海外の新市場調査あるいは新市場ないしは新商品につきましても、そういう経費についての保険についてもこの際考えたらどうであらうかという御意見もきかれてごもつともであります。そういう貿易振興に必要な経費を投じ、当該商品につきましてこれを現実の輸出をした場合が十分でないということによつて生ずる損失のカバーを、この際輸出振興の費用保険というような名目でもつて、本輸出信用保険制度の一環としてやる、こういう方法もこれに追加して考えてみたいという問題につきましても、実は一案を得ておるのでござい

ますが、今回の輸出信用保険の改正の重点はプラント輸出の推進という点にあります。関係上、プラント輸出の促進という面につきましては、一日も早くこの法律の改正を行い、このプラント輸出につきましてこれを適用して参る緊急の必要がございます。関係上、大体十二月一日を期してその施行に入りたいというのをわれ／＼として考えておりますので、今申しました見込み生産保険ないし輸出促進費用の保険につきましては、来るべき通常国会におきまして一層大幅な輸出信用保険制度の改正を考えまして、今御指摘のような問題についての構想も加えての輸出信用保険法の全面的改正法律案をわれ／＼としてぜひ提案いたして参りたいというつもりでもつて、目下いろいろ準備を進めつつあるということを御了承願いたいと思ひます。

それから次の御質問の点であります、プラント輸出は代金決済が長期間

にまたがる場合が多い、ついでには為替相場変動に伴う損失のカバーについて十分政府としてこの際方法を講ずることが必要であらう、この点もまことにごもつともでございます。われ／＼といたしましては、一箇年の為替予約期間の延長、さらに長期にまたがりましての為替相場変動の危険をカバーし得るような何らかの方法を考えてみたいというので、先般来通産省といたしましては、大蔵省及び外国為替管理委員会当局の方ともいろいろ緊密な連絡をとりまして、そういう方向で目下研究いたしてつあるわけでありまして、今日までの段階では、遺憾ながらまだ具体的結論に到達しておらないのであります。なるべく早くこの問題の解決につきまして、成案を得たいというところを通産省としては考えております。

それから最後の御質問の点であります、今般提案の乙種保険におきましては、当該輸出契約金額の八〇%の範囲内においてその保険制度を利用し得るようになっておる、この制限は適当ではない、少くとも船積み後における危険については、その輸出契約金額の一〇〇%をカバーすべきではないかと御質問であります。この問題につきましては、実は貿易業者の側におきましては、当該契約につきまして相手方についての必要な信用調査を十分に行つて参る必要がございます。その意味における健全な貿易の発展という観点から申します場合には、やはりある程度の契約についての責任を輸出業者においても負担するという建前の方が、かえつて適当ではないかと存するわけでございます。しかしながら

八〇%という率が最も妥当であるかどうかにつきましては、われ／＼といたしましては現在研究をいたしておるのでございまして、先刻申し上げました来べき輸出信用保険制度の全面的改正の場合には、できればこれを八五%ないしはそれ以上に率をなるべく引上げて行く方向に通産省の事務当局は考えているわけでありまして、今回の提案につきましては、従来の甲種保険におきまして同様に八〇%という増補率に相なつてゐる関係上、一応甲種保険の例にならひ、乙種保険の場合においても契約金額の八〇%をその限度とすることにいたしましたわけでありまして、

なお英国は、輸出信用保険制度につきましては従来かなり長期間の経験も積み、相当この制度の内容についても進歩したものを持つてゐるのであります。英国の輸出信用保険制度についてその前例を申しますれば、非常危険の場合においては損害の増補率は九〇%となつており、そしてバイヤーの破産あるいはバイヤーの債務の不履行というような場合につきましては、増補率が八五%になつてゐる。こういうような英国の前例をも参考としまして、次の大改正の場合には十分研究を進めたいと考えております。

○租税政府委員 ただいまの御質問の中で為替予約期間をプラント輸出について一箇年以上にしていない点は非常に不備であるという御質問であつたのであります。ただいま井上振興局長からお話いたしましたように、長期の輸出の為替の予約を一年以上やるかまは別の制度でやるか、とにかく長期輸出為替のリスクをどうするかという問題について大蔵当局と外国為替管理

委員会、通産省とで協議をしてゐるところであります。一年以上現在の制度で今やつておらない理由は外国為替資金特別会計で持つております円が制限されておりますので、長い期間にわたつての予約は国家財政の面から現在のところは受けておらない次第であります。

それから過剰ポンド対策については通産省の井上振興局長からお話になりましたので、大体おわかりのことと思ひますが、もし具体的に何かありましたら、御質問願ひたいと思ひます。

○中村委員長代理 関連質問があればこれを許します。——南好雄君。

○南委員 ただいま政府当局から、改正案の提出理由としてプラント輸出の促進にあるということをお聞きしたのであります。しかし最近の鉄鋼関係の輸出の状況を見ておきますと、むしろプラント輸出というよりなものはほとんど影をひそめまして、逆にプラント輸出の原料になつております鋼材そのものが、世界各地から引合いがあるように見受けられるのであります。私の申し上げることが間違ひであればこれに越したことはないものであります。別に本法案を提出したことが悪いというのではないのであつて、その根源にある鉄鋼政策についての御検討が少し足りないようにも見受けられるのであります。御承知の通り輸出の最後の目的は、鉄鋼の輸出よりも、よい最終製品を輸出することにあるのであつて、今御指摘のように、プラント輸出ができれば一番よいのであります。むしろその原料になつておりますものが輸出されておる。こういう状況についての政府当局の御所見は一体どういふと

ころにあるか、ちよつとお伺いしたい
と思います。

○臺灣説明員 最近の鉄鋼の輸出状況
につきましましては、たゞいま御指摘にな
りましたような傾向が現れておりま
す。ただ鉄鋼を原料といたしましてプ
ラントなり、機械なりが輸出されると
いうことはきわめて望ましいことであ
りますが、国内のそういう需要を圧迫
しない限りにおいて、鉄鋼を自身と
して輸出されるということは、鉄鋼の
生産の上から申しまして、必ずしも妥
当を欠くものではないというふうに思
います。ただお話のように、鉄鋼の値
段が高いがために、プラントとしてさ
らに加工されまして輸出される費用が
多くなるといふ点を御指摘になつてお
るのだと思います。もちろん鉄鋼のサ
イドにおいてもコストの切下げをしな
ければならぬという点は、先ほど申し
上げました通りであります。鉄鋼の
みならず、やはりプラント・メーカ
のサイドにおいても、合理化によりま
して両々相まつてコストの切下げとい
うことが実現されまして、プラントの
輸出増進ということがはかられるとい
うふうに考えておる次第であります。

○南委員 結論においては、私は政府
当局と同じような考えを持つておりま
すが、最近のこの輸出状況から考へて
みまして、大体鉄鋼そのものの、鋼材そ
のものが輸出されて、それを原料とす
る機械・メーカなり、あるいは造船
メーカがむしろ工場を遊ばしておる
というふうな状況をしばしば聞きます
と、鉄鋼材そのものの将来を考へまし
て、まことに憂慮すべき状況ではない
かと思ふのであります。結局そういう
現象は、私の見るところによりまし

と、わが鉄鋼業がいわゆるたま／＼世
界情勢を反映いたしまして日本の市場
だけがフリーマーケットとなつてお
るのであつて、鋼材の引合いは一時的
の現象としてあるのだ。こういうふう
に考へられておるのであります。こ
ういふ現象は、むしろ日本の鉄鋼業の
将来にとつてはまことに憂慮すべき状
態ではないか。さらに深くつづ込んで
参りますれば、今日日本の鉄鋼業のコ
ストは一体どのくらいにあるのか。ま
た将来、鉄鋼業はどのくらいの生産量
を持つておれば、またどれくらいのコ
ストにしたならば、プラント輸出だ
とか、あるいは輸出造船材の供給がで
きるのかという問題について、ひとつ政
府当局の御所見をお聞きしたいのであ
ります。

○臺灣説明員 現在のプラント輸出の
国際水準価格として想定してあるもの
は、物によりまして違ふのであります
が、大体二、三割方日本のプラントが
高いのであります。従ひましてこれを
二、三割方引下げることが必要になつ
て参るかと思ひますが、二、三割の引
下げ方につきましては、たゞいま申し
ましたように鉄鋼も、またプラント・
メーカも、ともに合理化によりまし
てコストの引下げをする必要があると
思ふのであります。鉄鋼といたしまし
ては、鉄鋼の三箇年合理化計画とい
うのを今年度スタートいたしておりま
す。概算でございますが、六百三十億
の資金をもちまして、合理化の達成に
よつておむね二割程度のコストの切
下げが実現できるというふうに見てい
るわけでありまして。ただこゝに一つ問
題も、たゞいまのお尋ねの中に御指摘
に相なつておりますように、どのくら

いの鉄鋼生産数量が将来見込まれるか
という問題と密接な関連があるようで
あります。昭和二十七年程度ないし二
十八年度という、その両三年くらい
の鉄鋼生産予想数量はどうであるかとい
うことが重要な問題になるわけであ
ります。また確定的な政府部内の一
致した数字というものが到達いたして
いないのであります。来年度の目標と
いたしましては、検討する試案とし
て、今年度の四百五十万トンないし五
百万トンというような範囲内において
目下検討をいたしている次第でありま
す。

○南委員 政府当局のお答えによりま
す。大体三年かかつて二割合理化す
るというお話でございますが、三年後
において二割くらいコストの切下げが
できまうと、現在においてのプラント
輸出が可能であるというのでは、その
三年間を一体どうやつて機械・メー
カなり、輸出造船メーカがやつて行
くかという問題になつて来るのであり
ます。合理化をやつていただくことは
大いにけっこうであります。それは
非常に間の抜けた考え方ではないか。
今日一体どうすればよいのかというこ
とをお聞きしておるのであつて、最近
の鉄鋼業の状態を見ておると、四
百五十万トンの鋼材を内地で消化する
ことができません。しかもその供給が日
本の工業力を養ふ必要に使われず、
鋼材そのものが輸出されている。反面
において、鉄が非常に高いために、機
械・メーカが工場経営に非常に苦
苦している。こういう現象をどうい
ふにお考へになつておるのか。大臣
も御出席ですから、もう一つつづい
で御答弁をお願いしたいと思います。

○高橋國務大臣 最近の鉄の輸出の償
向につきましてはたゞいま御指摘にな
つたような傾向は、私も認めます。ま
たこれが材料、原料として輸出され
て、日本の機械工業あるいは造船工業
に国際価格より非常に高い鉄を使用し
なくちやいぬ、そういう面において非
常に悪い影響がある、という御意見のよう
に承つたのですが、それも私は認めてお
ります。ただ将来の政策としては、た
だいま局長がお話したような、あるいは
は安い鉄鉱石を輸入するとかいうよう
なことでは、相当価格は下つて行くの
だと思ひます。御指摘の最近鉄材の外国
からの引合いが非常にふえて来たとい
うことは、一面に外国でのコストがだ
んだん上向いておるといふ証拠にな
ります。たゞいまのところではやはり
増産に努めますれば、現在くらいな輸
出では、国内の場合には大してさし
かへはないのであります。現在の
ところではこれだけのことはいいか。
製品になつて輸出することが望ましい
けれども、鉄材として輸出されまし
ても、相当の利潤があるわけですから、
業者としてもそれを望むわけでありま
す。しかし御指摘のように弊害がも
つと大きくなれば、何とか輸出を抑える
ような政策をとらなければいけないと
私は考へております。国内で消費する
機械あるいは造船用の鉄の価格は二重
価格というが、業者とだん／＼交渉を
して、今一割五分くらい値引きをす
ることは、業者も内諾しております。
また実行されております。

○南委員 私は最近の輸出状況で、鋼
材を輸出すると、内需が圧迫される
というのを憂へて御質問を申し上げ
ておるのではないのであります。むしろ

結炭にしても、アメリカから輸入して
おるといふ状況であります。これを
どうしても原料が日本の製鉄業者に安
く供給される方法を考へて行かなけれ
ばならない。これが第一であります
が、われ／＼はそういう方に非常に努
力しております。たとえばゴアの鉄鉱
石を入れますとか、日本の製鉄工場の
設備がいかに老朽化したしております
が、これをその方の合理化で改善
し、コストを下げるということに努め
ております。あるいは御質問の趣旨
が、とき／＼問題になつております補
助金を出す考へはないかという点も
考へになつておるのであります。補
助金を出さなければならぬとすれば、
ただいまのところ當局としては補助金
を出す考へはありません。ほかの方法
でコストを下げることに努めて行きた
いと考へております。現在のところ
われ／＼の考へておりますのはかよう
なところであります。

○南委員 私に補助金をさ出すにコス
トを下げる方法をお聞きしておるの
で、国家財政の上においては、この際
補助金などは出すべきでないとも考
へます。補助金を出さずに、しかも鉄
工業も助かり、これを原料、材料とし
て立つておる機械工業も助かり、造船
工業も助かる方法を大臣にお聞きして
おるのであります。この際その方法
を、もう少しはつきりと具体的ににお
つしやつていただければそれで結構で
す。

○高橋國務大臣 その方法をここで
つきり明言せよという御注文ですが、
その方法が非常に困難なので、当局は
苦心をしておるわけでありまして。
○小川(平)委員 先ほど来の御説明を
了承いたしました。なお補足的にお尋

ねしたいことがございますが、質疑の
通告者がたくさんありますのでこの程
度で打ち切らしていただきます。

ただ一つキャンセルに關する保険で
ありますが、先ごろ風早委員からも希
望の開陳があつたのであります。けれ
ども、この問題につきましても、この
法律の制定当初から、各方面から強い
要望が示されておつたようでありま
す。これが急速に実現できない理由と
しては、當時はいわば貿易の域を脱
してはいない状態でありまして、バイ
ヤーとの間にない場合が行われる危険
があるというところが主たる理由であつ
たように承つておるのであります。が、
今日では當時とは非常に趣を異にして
おるわけであり、いわば貿易の自主性
も大幅に回復されておるのであります
から、私はぜひとも近い将来に、次
の機会において、キャンセルによる損
害を填補する保険を実現していただき
たい。このことを希望いたします。こ
の質問を終らしていただくことにいたし
ます。

○中村委員長代理 次は高橋清治郎
君。

○高橋(清)委員 ただいま議題となつ
ております輸出信用保険法に關しまし
て、たくさん委員から質問の申出が
あるようでありますから、私は簡単に
左の二点についてお尋ねをいたすこ
とにいたします。

今日輸出信用保険審議会は、通産大
臣の諮問に應じて、輸出信用保険に關
する重要事項を調査、審議することに
なつておりますが、この法案の制定以
来の審議会の運営の経過をひとつ御説
明願いたいと思ひます。

○井上説明員 輸出信用保険制度運用

に關しまして、輸出信用保険審議会の
今日までの運用の経過についての御
質問であります。今日まで回数とし
まして大体五回程度開催いたして参り
ました。この審議会は言うまでもなく
輸出信用保険に關する重要事項の調
査、審議ということが任務と相なつて
おります。これを詳しく具体的に
申し上げます。輸出信用保険法に伴
ひましての政令案、すなわち、たとへば
重要事項で、政令に規定する事項であ
りますので、そういう政令案の審議
あるいは約款——言うまでもなく實際
の契約の締結にはこの法律以外に、普
通保険約款というものが、もちろん必
要なわけでありまして、これは實際に
おけるこの保険契約の實體をなすべき
ものでございまして、そういう約款
案につきましても、この審議会で諸
君とあります。なお今回の輸出信用保
險法中一部改正の問題につきましても
も、先般この審議会で付議しまして意
見を徴しましたような次第でありま
す。

○高橋(清)委員 本法案の逐條説明は
おありになつたのでしようが、ちよう
ど私は欠席して、お伺ひいたしました
でしたが、今度の改正案に、新しく乙
種保険を設けた理由、それから政府が
直接契約を行うことによつて生ずる利
害得失、その点をお尋ね願ひたい。ま
た輸出信用保険は長期にわたる取引の
決済のため設定した制度であり、特に
プラント輸出の振興に寄与すべきもの
であると考へますが、この乙種保険の
対象には限界があると思ひます。従つ
て輸出貨物の範囲はどのように考へて
おられるか。その所見を、品目等を具

體的にあげてお答えを願ひたい。

○井上説明員 御質問は三點にわか
れておつたかと存じますが、その第一
の乙種保険を新たに設けた理由につ
いての御質問であります。これは先般
通産大臣の方から本法案の提案理由の御
説明を申しました場合にも十分述べら
れたわけでございますが、現行の輸出
信用保険におきましては、相手国の為
替の制限であるとか、あるいは輸入の
制限であるとか、あるいはわが国の輸
出の制限ないしは禁止であるとか、あ
るいは戦争とか暴動とか内乱とかい
うような、申さば政治的、行政的の非常
危険に基く損失をカバーしようとい
うのが、従来の輸出信用保険制度でござ
います。最近わが国の貿易上重要な
問題となつて参りましたプラント輸出
は、今後東南アジア地域の開發計画の
進捗に呼応しまして、あるいはまた南
米方面の經濟的發展に關連しまして、
わが国からの生産財の輸出はますます
比重が大きくなつて参るわけござい
ます。普通の貨物の輸出の場合におき
ましては、すでに御承知の通りに取消
し不能の信用状の開設ということ、
当該輸出商品の代金請求権はほとんど
その危険がカバーし得るわけであり
ますが、プラント輸出の場合におきま
しては、その代金決済方式が特殊の方法
による場合が多い。その代金の決済が
二年、三年にわたる。そういう決済
の方法の條件がございまして、ある
いはゴア鉄鉱石のような例では、代金
決済の方法といたしまして、鉄鉱石の
ような現物、すなわちこちらの方から
鉄山開發用の機械を輸出して、そして
当該機械によりまして鉄鉱山を開採し
て鉄鉱石を生産し、この鉄鉱石を日本

に持つて来る、その鉄鉱石というよう
な現物で代金決済をやるような非常に
特殊な決済方式が少くないわけであり
ます。バイヤーの方に資金が十分でな
く、同時にこういう機械類につきまし
ての売込み上、各国間に激甚な競争が
行われておる今日の現状を前提として
申し上げます。相手側に長期の信用を
供与することがどうしても必要な場合
が生じて参ります。こういう場合にお
きまして、バイヤーの破産であります
とか、あるいは相手方の債務の不履行
でありますとかいふ危険がどうしても伴
つて参ります。關係上、生産財の輸出
を今後政府といたしまして促進して行
きたいという方針上、当然そういうプラ
ント輸出に隨伴して参ります各種の危
険を十分カバーするような保険制度を
この際新たに考へる必要があるという
のが、今般乙種保険として、プラ
ント輸出をその対象とする新種保険制
度を考へました理由であります。

第二の御質問の保險契約を政府が直
接行うという問題についての利害で
ございまして、従来の輸出信用保險制度
におきましては、民間保險会社がエキ
スプーター等と保險契約を締結し、政
府が損害保險会社に対して再保險
契約を締結するというのが従来のやり
方でございまして、今般の乙種保險
におきましては、ただいま申し上げま
したように、買手側の信用調査であり
ますとか、あるいは保險引受けの内容
の可否についての審査を、政府が直接
責任をもつて行う必要が生じて参る關
係上、保險契約の締結につきましても、
あるいはまた損失の査定等につい
ても、これら一連の保險に關しまする

業務を政府において直接行う方が適当であるといふことを、政府の方として考へ、またこの方法について、先ほど申し上げました輸出信用保険審議会——この審議会には損害保険業界の代表も加えられているわけでありますが、この審議会に、政府直接保険といふことについての可否を問うたわけでありますが、今回のこの新しい乙種保険については、やはり政府が直接行うことがむしろ適当であるといふ結論に相なりました関係上、今般こういふ案をここに御提出申したようなわけであります。

なお、国の直営の保険事業ということになりますれば、従来の政府事業に伴います弊害として、サービスが悪くなるとか、なにかいふような事柄もあるいは生じようかと存じますが、こういうような点につきましては、本法律案が国会の御審議を了しました上は、関係職員は訓練その他業務の遂行上において、保険契約者につきましても、この保険制度の本旨にもかんがみまして、そういったサービスの便宜の点につきましても、十分遺憾なきを期して参りたいと考えております。

それから最後に輸出貨物の範囲についての御質問でございます。これは逐條審議の際にも申し上げたことでありますが、第五條の二に「政府は、輸出貨物」云々という言葉がございますが、先ほど来申し上げました通り、この乙種保険は、理論上はすべての輸出貨物につきましても、これを適用し得るわけではありまするが、当面は、ただいま申しましたプラント輸出をその

対象として実施を考へて参りたい。そういう意味で、この政令の中には、プラント類という範囲に入りますようないわゆる機械設備、船舶、車両、そういう重機械につきましてもこの制度の実施を考へておるようなわけであります。

○高橋(清)委員 日米経済協力のうち、東南アジア開発は、資本の投下に先立つて長期契約を結ぶことが必要であつて、また中央貿易に依存しなくとも、東南アジアの開発でまかなうべきであるといふ基本線、東南アジアに重点を判然と示しておりますが、何かこれについて具体的な話合いがなされたかどうか、政府当局の御説明を願います。

○井上説明員 まことに恐縮ですが、今の御質問の御趣旨の、具体的に話合いがなされたかどうかといふことは、日本の側と東南アジア各国との間にその問題について話合いが進行しておるかどうかといふふうには了解してお答えいたします。この点につきましては、東南アジア各国の方からも逐次こちらへミツションが参りましたり、あるいはわが国の方から随時ミツションを各該国に対して派遣する。その一例として、先般もパキスタンに對しましては、工業のミツションを出したわけでございますが、すでに東南アジア各該国中には、わが国の在外事務所が設けられた地点がかなり少くないのでござい

ます。具体的なプラント輸出、工業開発計画に関連を有します機械類その他の商品についての本邦との貿易の問題につきましては、常時の機構としましては、ただいま申しました在外事務所を通じて各該国の方と十分連絡を

緊密にし、また随時そのとき々の必要に応じて、官民の權威を網羅しましたミツションを相互に交換しまして、この東南アジア開発計画の具体的な推進を鋭意はかつておるような状況であります。

○中村委員長代理 この際お諮りいたします。本会議との関係上、本委員会は一時休憩いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長代理 それでは一旦休憩いたします。

午後三時八分休憩

午後三時五十八分開議

○中村委員長代理 休憩前に引続き会議を開きます。質疑を継続いたします。

○加藤(鐵)委員 なるべく重複する点は避けて御質問いたしたいと思ひますが、まず第一にこの輸出信用保険法は英國の輸出信用保険制度をならつてつくられたものであるといふようなお話をございするが、その点について先ほど英國の例を部分的にお話になりましたが、なお全般についてお伺ひしたいことは、この填補の率の限度についてでございますが、先ほど部分的にお話になりました点を全体についてな御説明願ひたいと思ひます。それから英國では予算をどの程度を計上しておるかといふような点についても、御説明を願ひたいと思ひます。

○井上説明員 英國は先ほど申しました通り、輸出信用保険制度につきましても、相當の沿革と經驗を持つておるわけでございますが、私どもとしましては英國の制度運用の実態につき

まして、できるだけ資料を収集して勉強を続けて参りましたのですが、ただいまの第二の点でございますが、予算の点はいかがになつていくかという御質問につきましては、今日までわれわれが収集しましたのは、英國の保険証券等が中心でございまして、英國のこの保険制度実施につきましても、國の予算あるいはその他の非常に重要なデータで、われわれのまだ把握し得ないものが相当多いような状況でございます。その点まだわれわれの方として不明であるという点をお許しを願ひたいと存じます。

それから第一の填補率の点でございますが、先ほど申しました通り、あるいは外國におきましては為替制限というふうな、いわゆる非常危険と申しますか、そういう場合におきましては、九〇%、それからバイヤー等相手方の破産あるいは債務の履行遅滞、不履行といふような場合には、八五%といふことになつてゐるようでございます。なおこれ以外に、言いかえれば、従来の甲種保険と今度の乙種保険以外に、先ほど小川委員の御質問につきましてはお答え申したように、輸出金融補償とか、あるいはいはいろ／＼な輸出の促進費用につきましても、保險とか、そういうようなことを今われ／＼事務局の方では研究中でございするが、こういうような保險につきましても、填補の率につきましても、いづれ本委員会にこの輸出信用保険制度の全面的改正案の内容としまして、先ほど申しました金融補償あるいは輸出促進費用の保險を提案申した場合には、また個々の例を引きましたお答え申し上げ

たいと思ひます。

○加藤(鐵)委員 イギリスでもその補償の対象となるものの性質によつて率が違つておるようであります。そこでこの法律では、今度プラント輸出を対象として追加されたわけでございますが、填補率は依然として八〇%になつておるのでございますが、この点は私はプラント輸出のような性質のものは、率が低きに失するのではないかと申うわけでありまして、この点は先ほど御質問があつたのでございしますが、予算等の関係から考慮されたことと思ひますが、この点について政府は低きに失しないとお考へになるかどうか、また予算等の関係で、もしこの程度でやむを得ずと考へておいたというならば、将来この率を引上げられる意思があるのかといふことをお伺ひいたしたい。

それからそれと同時にこの項に「政令で定める割合」とありますが、これは何か対象によつていろいろ率が違ふといふ意味にとれるのでありますが、この「政令で定める割合」といふ項の内容についても御説明願ひたい。

○井上説明員 現在の填補率八〇%は妥當なものかどうかという御質問でございますが、この点につきましては、先ほど小川委員の御質問に對しましてはお答え申したように、今回の乙種保險の場合には甲種保險の例にならしまして、一応従前通り八〇%という率を踏襲しましたわけでございますが、先ほど来申しますように、このプラント輸出に関連しまして、この大の乙種保險の追加に並行しまして、なお広範の輸出信用保險制度の大幅な改正の機会には、この填補率の引上げにつきましても私どもも通産

省当局は、なお考慮したいと存じております。

それから第二点の御質問でございますが、第五條の三の第二項において、「乙種保険の保険金額が保険価額に百分の八十の範囲内において政令で定める割合」云々という條項がございますが、一應法律の規定では百分の八十を限度とする。そうしてその範囲内で政令で定めるといふ書き方でございますが、政令案としてわれ／＼準備中のものは、この第五條の三、第二項の割合を百分の八十きつかりとしたい、そういうつもりでございます。

○加藤(鐵)委員 本法の改正に伴う予算の点であります、幾ら計上しておられますか、それをお伺いいたした

○井上説明員 従来この輸出信用保険制度の基金は十億でございましたが、今回補正予算によりまして十億、すなわち合計二十億を用意いたしております。

○加藤(鐵)委員 この資料にあります保険事故の支拂い金額が合計二億五千万円ですが、これは一体どういふ理由のものであつたか。填補せられた場合の理由のおもなるものについて説明をお願いしたいと思います。

○井上説明員 従来の輸出信用保険契約によりましての保険金の実額の政府の方からの支拂額は二億五千万円程度であります、この大部分は、中共向けないしは香港向けの船積み禁止という措置を政府が講じました結果でございます。

○加藤(鐵)委員 今度の乙種保険は、プラント輸出の場合でありますから、非常に長期支拂い契約になるという御

説明でございましたが、そういうような点を考えますと、この際、今までの実際の支拂い金額は予算よりも少かつたようでありまして、これは非常に多額に上るのではないかと、いふに考えられるのであります。その点十億で事が足りるとお考えになるのか。今までの状況から考えて、今までは主として中国向けであつたということでありまして、今度は多くは南方諸地域にわたるであらうと思われ、そういうような條件を勘案いたしまして、十億の増額で事が足りるかと考えるのか。本年度はこれだけであるが、来年度はさらに増額するといふのであるか。その辺の御説明をお願いしたい。

○井上説明員 今回のプラント輸出につきまして、われ／＼が昭和二十六年度分として一應歳入を見込んでおります金額は、大体結論として十六億程度でございますが、この計算の根拠として、今日まで具体的にプラント輸出としましてに契約として決定になりましたもの、このきまりました契約につきまして、その輸出後の信用供与の金額が大体約九億五千万円でございます。それからこのほか現在商談中の契約につきましての信用供与の額が、大体約三億程度と考

えております。このうち年度内に契約が終了し、年度内に今度の乙種保険に加入するものが大体その半分、すなわち約二億と、いふに考えております。結局保険金額は契約金額の八割と、いふことが限度になつております。関係上、この契約締結の結果、政府の責任の額は大体十億といふに見込んでおります。

○加藤(鐵)委員 そこでプラント輸出となりまると、やはり資金の問題が非常に重大な問題になつて参ります。この点で現在まで大きな障害があつたことは、新聞等にも報道されておりますが、いわゆるプラント輸出の促進をはかられる上から、こうした保険制度を設けられたことは、要するに車の片方だけができたのであつて、長期資金の融通の問題が考慮されなければ、車の両輪にならないと思つたのでございますが、その点どういふ用意を持つておられるか、お伺いしたい。

○井上説明員 プラント輸出の推進上これの裏づけとなる金融がきつめて必要であるという御見解、まことに私もつともであります。この点につきましては、政府はさきに日本輸出銀行法の御審議を国会にお願ひし、この制定、公布によりまして、本年の二月一日に日本輸出銀行の発足をみたわけであります。この輸出銀行の機能を通じて、プラント輸出を対象としての長期資金の供給の道を講じて参つたわけでございます。今日までの輸出銀行の業績の概略を申し上げますと、二月一日発足以後九月末までの営業状況としましては、融資承認件数が全部で五十七件、輸出契約金額が総額百二十四億、この契約につきまして融資の申込み金額が六十四億、実際の融資の承諾額が五十二億、融資の実行になりましたものが四十六億、大体そういうような状況に相なつております。われ／＼としましては、この日本輸出銀行の機能を通じて、従来プラント輸出の振興上相当寄与するところが大きかつたと考

えております。

○加藤(鐵)委員 私はさらに今後の輸出の仕向地等について具体的に承りたいと思つておりますが、それに先だつて一つ承りたいことは、九月十七日に発表されましたGHQの覚書によりまして、対中共貿易は、日本政府の責任で定められる、特に繊維品の輸出を中心として行われる、こういうことであつたようでございます。それで一方中共よりの工業原料の輸入が期待されるということでありましたが、その後この期待は單なる期待にすぎなかつたという結果に今日なつておるようでございます。それは一体どういふ事情によるのかということをお願ひいたします。と同時に、今後この中共貿易、もちろん／＼な国際情勢によつて制約は受けておるでありましようけれども、こうした覚書によつて日本の自主性において行われまします中共貿易を、実際に促進いたしますために、政府はいかなる構想を考へておられるかという点について、一応承りたい。

○井上説明員 中共貿易についての御質問でございますけれども、実はこの問題につきましては、担当の通商局長が先ほどまで参つておりました、今ほかの委員会の方に行きました関係上、私からお答え申し上げることは必ずしも正確を期し得ないかと存じます。が、一應私の了解しておりますところでは、わが国貿易として中共貿易の健全なる発達を期待するといふ点につきましては、政府も同様な考えを持つておるわけでございます。しかし先方すなわち中共の方針としましては、一應輸入先行方式、向うがわが国からまず輸入をして後に中共から輸出をする、そういう方針を堅持して

○加藤(鐵)委員 もちろん戦略物資は

円滑に進行し得ない事情があるという点と、それから今日の行政のもとではいわゆる戦略物資ないしはこれに準ずるような物資につきましては、中共方面へのわが国からの輸出という問題は、当然おのずからなる制約がそこにあるといふような関係でもつて、今日までの段階におきましては、中共方面との貿易が必ずしも円滑順調に進展してない、かように考へております。

○高橋國務大臣 今の中共貿易は私は盛んになることを希望してゐるので、これはむしろ民間貿易でありますから、民間から通産省へ承認を求めて来るのであります。現在ではそれが存外少いのです。御承知のようにGHQの書面というものはやはり繊維品にいたしましては條件がありますし、あるいはタイヤなどに使うようなものは禁ぜられておりましたし、鉄なども禁ぜられておりました。実際に中共が希望しますのはたかくさういふような禁ぜられておるもの、通産省で承認が与えられないものが多いのです。もう一つ障害になつておりましたのは、昨年度までは日本の方からいつて輸入先行形式といふか、バーター方式で輸入して、それに対して輸出を承認する形式で實際行われておつたのですが、現在では中共の方から、中共からの輸入先行形式を強く主張しております。中共の方へ輸入をして、その見返り品を中共から日本へ送るといふので、日本の民間の商人もそれに応じておられます。場合が多いように聞いております。

現在輸出ができませんが、しかし私はそういう理由だけでなしに、やはり政府の努力が足りないという点もいろいろあるのではないかと考えております。特に先ほど来お話がありましたが、製鉄のコストが非常に高くなつた、安くするために原鉱石を安いところから買う以外にはないというふうな、はなはだ簡単な大臣の御答弁でしたが、そういう点から考えてもやはりわれわれは、中共貿易の振興ということが大いに努力されなければならぬと思つております。鉄鉱石や粘結炭ばかりでなしに、他に大事な食糧の大豆あるいは塩等についても、われわれは近く中共地帯から輸入することにしよう、あるいは基礎産業のコストの引下げとなり、あるいは国民生活の生活費の引下げが行われるわけでありまして、私は今そういう点について政府はどういう努力をせられるか、どういふ構想を持っておられるかというところをお伺いした。今の大臣の御答弁のこちらから売つてもいいところの注文が向うからないというところのことでは、私の質問したことと答弁にならない。そういう点で何かお考えがあるかどうかというのを御答弁願ひたい。

それから中共貿易について関係の深い香港貿易のこと、香港へ輸出したものが相当南方諸地域にも流れておるといふような声を聞くのですが、支那大陸に何パーセントぐらい入つておるかという点についてお答え願ひたい。

○高橋國務大臣 中共から輸入したいものは、ただいま御指摘になつたような鉄鉱石、粘結炭、塩、大豆などは最も希望するところでありまして、日本の民間の貿易業者にもわれわれは條件を整へて許可するのだからと言つて、それとなくあるいは直接間接に奨励しておるのですが、実際にはその許可申請の申出がはなはだ少ないのです。

それから香港向けあるいはマカオ向けは相当出ておつたのです。これは事実はおそらく中共に入るものなので、より、ほかの国に一部が入るといふことも聞いておりますけれども、われわれは香港を通して中共貿易をすることは結局中間で搾取せられる面があるのだから、直接的な中共貿易が盛んになることを期待しておるのであります。香港へ行つたものがほかの国へどういふ割合で香港から出ておるかというところは、ちよつと私御答弁いたしかねますが、いずれほかの者から御答弁をさせます。

○加藤(健)委員 私はいろいろ、具体的な点について御質問をしておりますが、担当官がおいでにならないからというので、抽象論いわれる推量、想像というふうなことで御答弁になつたのでは、私は御質問申し上げる必要はないわけでありまして、これは重大な法案ですから、それゆゑに政府はお出しになつたわけだろと思つて、ほかに重要問題もあるだらうと思つて、私の御質問申し上げたことについては担当官が来て具体的に数字も示して御答弁を願ひたいと思つておりました、そういうような点についてはあとにまわします。

次に移りますが、私は今後の輸出特にこの法律と関係のありますプラント輸出仕向地について具体的に御答弁を願ひたいのであります。今日南方諸地域の大部分がスターリング地域であります。ポンドの過剰で日本の輸出が思うよりにならない現状になつております。それに対して先ほどできるだけ手放しで輸入をする方針をとつておるといふお話でございましたが、一体どういふものをどこへ輸出する御方針でございませうか、これは別に夜店の品物でなくとも御答弁がでると思つて、それからその点について具体的に御答弁を願ひたいと思つております。

○井上説明員 プラントにつきましては今後どういふ国にどういふ機械をこちらの方から出すかという点についての御質問でございしますが、これは今後の契約の引合ひの問題でありますので、当方だけの一方的な希望通りの実現はあるいは困難であらうかと存じます。昭和二十二年以降今日までにプラント類がどういふ地域に輸出になつたかという従来の実績について申し上げますと、パキスタン方面には電気機械及び繊維機械、紡織機械、インドに対しては船舶、電気機械、繊維機械、紡織機械、フライビンににつきましては、船舶、鉄道車両及びその他の機械、タイについては鉄道車両が大部分で、その他の機械、香港に向けては繊維機械、それから台湾、朝鮮方面にも鉄道車両あるいは通信機械というふうなものが出ております。それから方向が多少違いますが、ノールウェー、デンマーク、フランス、ブラジル等に船舶が出ております。ソヴィエトには鉄道車両、船舶、いろいろな機械類が出ております。それからアルゼンチンに繊維機械、大体従来のプラント輸出の実績はそれについての地域別並びに機械の種類はそういうふうな状況に相なつております。

なお現在プラント類の受注の残であります。現在プラント類受注残といつたしましては、パキスタンに鉄道車両及び繊維機械、インドには電気機械及び繊維機械、フライビンに電気機械、タイに船舶及び電気機械、朝鮮に鉄道車両、台湾に電気機械、通信機械、繊維機械、このほかリベリア、パナマ、インドネシア、アルゼンチン方面に船舶、電気機械というふうな現状になつております。

先ほどお答え申し上げました、ポンドの手持ち増加の対策としましては、今後の輸入の問題につきましては、われわれポンド地域の方からの輸入を大幅に緩和をしよう、しかしながらその品目等につきましては目下なお研究中でございします。

○加藤(健)委員 イギリスに政変があつて保守党内閣になつたから、イギリスの貿易政策がいわゆる輸出の増進、輸入の制限を非常に強行されるようでありまして、そういう点からポンド地域と日本との貿易が非常に困難になるといふ見通しについて政府もいろいろと考へておられるだらうと思ふ。今輸出については具体的に御答弁になつたが、輸入について無制限に輸入するといふことだけでは、具体的にいふと構想がなければならぬと思ふのであります。そこでこういふお伺いは何ら構想を持っておらないとお話でございました。これはおかしい話だと私は思ふ。南方諸地域から日本に必要なものはおよそわかっているはずで、それをどういふふうにして入

れるという構想は当然なければならぬはずなので、それが無いということではまづたかおかしな話でありますので、もう一べんお伺ひたい。

○井上説明員 ポンド地域との貿易でこちらから輸出をし、向うから買うことは当然のこととございまして、従来綿花、ゴム、石油その他重要原料材料のポンド地域からわが国が買つていふ要物資はきわめて多いことは申すまでもないのでありますが、今お答え申し上げた点は、先刻申し上げたポンドの手持ちが逐次累増して参るこの傾向に對し、今後善処をする方法としまして、大幅に自由に輸入をしようといふ観点で、どういふ品目についてこの際積極的、すなわち従来の方法とは違つて、積極的に政府の方として金融の面についても当該物資の輸入をはかつて参るか、そういう観点から、どういふ物資についてこの際積極的な輸入促進の方法を考へる、この品目につきましては、原料、材料ないしは第一次製品、第二次製品というふうに、各物資の品目についてわが国の基礎産業への影響その他の点がいろいろ生じて参る關係上、具体的に研究中である、こういう意味でお答え申したわけでございます。御了承願ひます。

○加藤(健)委員 安本等においては、常に輸出入計画を立ててその数字を発表しておる。おそろしくその安本の計画の中にも、南方諸地域に対する輸出計画、輸入計画というふうなものは、ある程度具体的に載つておると思ふのです。その点を私はお伺ひした。今の通商振興局長のお話は、何か計画はあるが、めんどろくさいから具体的な話はないという態度に私は見える。

抽象的なことならば、何も時間をつぶして御質問をしなくてもいいので、政府は、自由貿易である建前をとつておられてもやはりそういう計画はあると思うので、具体的な点をお伺いしておるわけです。

○井上説明員 繰返して申し上げたいへん恐縮であります。今日までわが国として、東南アジア各国からどういふ物資が入つており、また今後どういふ物資を輸入する予定ないしは見込みであるかということについては、もちろん各国別にいろいろな物資についての計画と申しますか、見通しはこちらにあります。この内容につきましては、通商局長の方からお答え申し上げます。

それで、私が品目を研究中であると申しましたのは、ポンドの累増の対策としまして、この際従来以上に輸入促進をしよう、フリーにしようという意図で、どういふ品目に重点を置いて考えるかという問題については、今通産省としましても研究中であると申したのであります。その点先刻来の御質問の内容と策弁の内容に食い違いが多少ございました点は、この際お詫を申し上げます。

○松尾説明員 この四月から来年の三月までの輸入計画についてちよつと簡単に申し上げます。全体の輸入としまして十八億八千八百万ドルの輸入計画になつておるのであります。その中でポンド地域からは五億三千五百万ドルの輸入を考へておるような次第であります。現在までのところは、輸入は非常に順調に推移しております。数字で申し上げますと、かりにこの四月から八月までの五箇月間をとつ

て申し上げますと、スターリング地域からの輸入の実績が現に二億三千二百万ドル、こういうことになつております。五箇月分の実績でございますので、かりにこれを年間計画の十二分の五というふうに考えますと、非常に機械的な言い方ではありますが、四二・五％入つておれば順調な入り方だと言えるわけでありまして、先ほど申し上げた年間のスターリング地域からの輸入計画と、それから四一・八の五箇月間の輸入実績とを対比してみますと、五割一分程度の輸入に相なつております。今のところは計画に比べましてスターリング地域からの輸入も順調に入つていゝることを申し上げてさしつかえなからうかと思ひます。品目といたしましては、大きなものは棉花、羊毛、大麦、小麦、小麦粉、砂糖、ゴム、皮革、鉄鉱石、石炭、こういう広範囲なものになつております。

○加藤(鐵)委員 今後さらに輸入の増進をはかる上においての具体的な計画がまだ十分立つておらないということですから、その点を突は数字の上でも承りたいと思つておつたわけですが、お答えがなければやむを得ません。

そこで今までの輸入の実績を御説明になつたところによりますと、やはり日本の基礎的な産業の原料が比較的少いように思ふわけでありまして、私は、将来いわゆる日米経済協力の重要な一環として考えられていゝるころの南方の資源開発の問題が、重要な問題として取上げられて来ると思ひます。またこれが実際に取上げられなければ、南方諸地域との貿易は将来の飛躍的な発展性がなくと考へますが、この点について、具体的な話が今日進んでおるか

どうか、抽象的には従来新聞等によつてアメリカの意向等が伝えられて参りましたが、具体的な点が報道されておられません。従つてその点について、具体的に実際にアメリカとの話し合い、あるいは現地との話し合い、この三角関係がうまく進む可能性を持つておるか、現在の程度に進んでいゝるかという点について一応承りたいと思ひます。

○井上説明員 東南アジア開発計画が、日本の産業の発展上非常に緊密な関係を有するということは、まことに御意見の通りであります。わが国は、東南アジア開発計画に協力すると同時に、開発計画の進展によつて生じたその重要な原料をわが国に輸入して、もつてわが国の産業の基盤を一層強固に培養しようという方向で、東南アジア開発計画ないしはこれに関連するプラント輸出というものに大きな期待を持つていゝるわけでありまして、現在まで具体的に開発契約のきまりましたものは、きわめて微々たる状況でございます。当方の日本商社によります東南アジア地域の開発契約として今日まで確定を見ましたのは、ゴアの鉄鉱石だけでありまして、これはゴアのチョーグという会社と、日本の鋼管製業、も一つは同様のゴアのブラックスワッドという会社と日本建設産業、この契約であります。開発の対象は両方鉄鉱石で、年産量それぞれ大体五十万トン及び二十万トンという見込みであります。このほかにはインドの鉄鉱石とか、あるいはマレー方面のマンガン鉄であるとかボーキサイト、あるいは奄美大島のマンガン鉄というような現状につきまして、これは話題には上つて

おりますが、今日までまだ契約のはつきりした確定という段階に相なつておりません。

○加藤(鐵)委員 私は日米経済協力の推進というものが、講和成立後のわが国の自立経済達成の基礎となるものであらうということは、おそらく国民の大多数が考へて来たところだらうと思ふ。そこで今これと重要な一環をなす南方の資源開発の問題の推進いかに大きな力がかかつておるというふうに考へてお尋ねしたわけですが、その点についてはまだはなはだ進んでおらないという話を聞きますと、われわれは日本の経済の前途が非常に暗いといふことを考へなければならぬ。ことに今日講和後の日本の輸出入貿易の状況が非常に不円滑であり、ポンドが過剰でドルが不足であるという実情におきまして、やはりドル地域との輸出入の円滑な推進を考へなければならぬと思ふわけですが、一体政府は今日の輸出入の不振の原因がどこにあるとお考へになりまするか承りたい。

○井上説明員 今日の輸出入の現状等につきましては、通商局の所管でございまして、私振興局長としまして直接担当しております事柄ではないのであります。一般的に申しまして今の輸出入の不振という問題につきましては、いろいろ原因があるかと存じます。現在輸出輸入を通じてもつとも根本的に不振であるかどうかという点については、見解の違ひもあるいはあろうかと存じます。今少くとも期待通りに輸出輸入が伸びていない点がありまして、わが国の現在の物価の状況、一般の国際物価に比べて、わが国

の物価水準が高いという問題、あるいは海外の新市場開拓についての手の打ち方が、従来まだ十分でないという点も、あるいはあらうかと存じます。今後輸出の振興については、現在各国との間の通商貿易協定の締結、この協定の円滑な遂行といふことを中心としまして、基本的には企業の合理化によりまする国内のコストの切下げの問題、あるいは優先外貨制度の復活によりましての輸出の報奨制度、あるいは海外のマーケット、あるいは海外競争商品の状況を刻々に把握するといふ海外情報網の整備ないしは情報の収集といふ問題、あるいは貿易の契約の締結に關連する各種の危険のカバーといふ問題を通しての貿易振興といふ意味合いから、先刻申し上げました輸出信用保険制度の大幅の改正、あるいはまた日本商品を積極的に海外に紹介、宣伝するといふ意味合いで、日本の商品の海外の見本市の開催といふいろいろの方策を、従来も講じ、また今後これを一層進めて参りたいと考へております。輸入の面につきましては、現在のダラー・ポシジョンから申しまして、言うまでもなく、ダラー地域方面からの輸入は、これをなるべくパウンド地域に転化するという方向が、現在の外貨の事情等から考へてやむを得ない方向であらうかと存じております。パウンド地域からの輸入の促進につきましては、今後金融面あるいは貿易の契約に關連する実務の面につきまして、従来以上に緩和ないしは便宜を供与するといふ方法を通して、輸入の促進を一層考へて参りたいと思つております。

○加藤(鐵)委員 私は担当官がひつぱ

りだこで困つておられるようですから、なるべく政治的な問題をとらえて御質問しておるわけです。だから今私が御質問した程度の御答弁ならば大臣でもできるはずなのです。こうした点についてこそ、担当大臣として十分なる考慮が拂われなければならないわけでありますが、まさきり他人のことみたいにして、御答弁にお立ちにならないのです。今通商振興局長が申されたように、今日の輸出入の不振ということは、單なる人によつての見解の相違ではない、歴然たる事実でございます。特に、陸地域に対する輸出の不振は隠れもない事実である。その原因がどこにあるか、原材料の輸入についてどうであるか、そういう点をお伺いしておるわけなのです。これは今も抽象的に二、三おあげになりましたが、いろいろあろうと思ふ。ことに國際情勢が非常に変化しつづつてゐるので、先行き見通しの不安というやうな点から、輸入業者も手控えをする。あるいはまた輸出もうまく行かないというやうな点も、これまた大きな問題としてあらうかと思ふ。またいわゆるわが国の商品についてダンピングをやるといふやうな問題、そういう点もこのごろあらちちで指摘されておるやうであります。そういう問題についていへば、問題はあらうと思ふ。そういう点を政府がいかに把握して、いかに対処されるかということ、今日日本の輸出入振興の重大なる問題であると思ふ。政府はただ道を開くために法律をつくつてやりさえすればよいということではなしに、積極的に行われておるかという点をわれ／＼は

開きたい。今振興局長は宣伝の問題を一つお取上げになりました。これも非常に重要な問題と思ふ。最近よくよく一、二外国において日本の商品の見本展示展等が開かれておるやうでありまして、これについても、われ／＼が現地に参つた人の話を聞きますと、大いに得るところがある。ところがそれに派遣されたお役人が、実際に見て来られただけで、業者に十分に徹底されておられない。これは要するに宣伝という一つの問題をとらえられたことは、大きな進歩でありますけれども、しかしそれが国内に帰つて来て、その点が十分業者に報告されなければ、国費を使つただけで何にもならないということになる。私はそういうやうな点で親切が欠けておるはしないかというやうに思ふ。過日も実はインド貿易の問題で調査を業者が依頼しましたところ、通産省の中でどうも電報料が高くなつて、そういうことまであつてはできないという意見も一部にあつたというのを聞いておる。なるほど貿易をして利益を得るのは業者でございましょう。しかしながら貿易の不振というところが、日本の自立経済の達成に大きな障害になるといたしますならば、そんなことを問題にするというのと自身が、非常に間違つておると私は思ふ。市場調査の点につきましても、今日いわゆる日本の商館の外地の出張所といふものはまだ少いやうであります。従つて在外事務所といふものが大いに働かなければならぬのでござい。ますが、その在外事務所がまだ十分にそういう点について働いておらないというやうなことも、われ／＼は聞き及んでおるわけであり。だから今振

興局長がとつ／＼と思ひつきで二、三御説明になりましたけれども、そういうことはもと根本的に通産省が考へておられて、そうしてどし／＼と実行して行かれないければ、今日のような立ち遅れた日本の産業が、この困難な國際情勢の中に立つて、輸出入の振興をはかることはとうていできない。一つや二つの法律をつくつて、わずかな予算をそこに計上してみても、それだけでは目的は達成できないと私は思ふ。そこで担当大臣としての通産大臣が、その点についてどういふ結論を持ち、どういふ具体的な方策を持つておられるかという点について、お伺いをいたしたいと思つたわけでござい。その点について大臣からの御答弁を願ひます。

○高橋國務大臣 今年度の輸出は大体計画通りには行くだろうと私は思ひます。一時、七月、八月ごろにキャンセルなどもふえて来ておりましたし、はなはだ不振でありましたが、その後相当引合が実現しておりますから、計画通りには行くのであらう。すなわち昨年度の輸出も輸入も何割か増加することであらうと思ふのであります。本年度の貿易は非常に不振だとは思ひませんが、それはどうでもよいので、多々益々弁ずるのでありますが、簡単に御質問について言いますれば、もつ／＼増加することを考へなければいけないのであります。私が現在通産省でいろいろな情報を読み、また海外に派遣しました視察団などの報告を聞いて思ふのは、今日の貿易上のウィーク・ポイントはいく／＼ありますけれども、その一つは日本の貿易業者の能力が非常に低くなつておることであり。これは非常に遺憾に思ひますが、急にそれを強力にするわけにも行きませぬ、まただん／＼よくなるものでありましよう。それからもう一つ遺憾に思ふのは、たとえばパキスタンについて考へてみても、パキスタンの政府当局の人、あるいは民間の人は非常に日本に好意を持つております。日本の商品に対しても好意を持つております。しかし残念なことに、イギリスが——アジアでの貿易は自然日本は第一にイギリスと競争して行かなければいけない立場にあるのですが、イギリスはインドにしてもパキスタンにしても、それらの國で政治的には一応力はなくならずしたけれども、民間においては非常に力があるのです。たとえばイギリス人で以前官吏として鉄道を支配しておつたやうな人は今日も民間に残つておつて、実際の鉄道のことはその人にさしず受けておる。また困る例を言いますと、いろいろプラント輸出なども非常にほしいものがあるといふのですが、パキスタン、インドなどは非常に民度が遅れておりますから、こゝういふ機械の注文を出すのに仕様書ができない。ところがイギリスなどだと、コンサルチング・エンジニアといふのがおつて、それは私が仕様書を書いてあげましようといつてイギリスに便利なやうな仕様書ができ、入札になるともう負けてしまふ。こゝういふ点は大いに御指摘になつたやうな民間の貿易業者の力が弱いだけ、在外事務所ができ、それに専門家を置き、コンサルチング・エンジニアのやうなものを置いて行く、こゝういふ一つ／＼の対策をぜひ講じて行かなければいけないと私は痛感しておるのであります。私は

そういう方に進みたいと存じておるのであります。なおもう一つ申し残しましたが、インド地域の輸入を増進しなくちやいけません。現在ポンドがだん／＼たまつて来ております。ところが実際にこの東南アジアのポンド地域から輸入を増進する。こちらではほしいものは食糧ですけれども、食糧も来年、再来年にはれば、好転するかもしれないが、現在では非常に産額が減つておりますし、綿と申しましても、アメリカの綿をこの地域に転換することが必要だと私も痛感しておりますが、綿の値段も高いし、そう思うやうに行かないのです。石油などもインドネシアの油田が非常に破壊されておるので、思うやうに行かないのですが、石油とか米であるとか、あるいは綿であるとかいふものをだん／＼増加して行くよりほかないので、腐心をいたしております。

○加藤(總)委員 なるべく簡単に切上げたいと思ひますから、こまかい点は省略します。今大臣が大体順調に進んでおる、予定通りには行くというお話でござい。ましたが、私は現在の状態で予定通りに行くということになりますと、いろいろ重大な問題が国内に起つて来ると思ひます。いわゆる生産過剰の問題、いろいろな問題が起つて来るのです。そこで予定通りに行つておるといふお話ならば、本年度の輸出入計画の数字がどれだけであつて、現在どれだけ進んでおるから、あとどれだけである、だから大体予定通り行くといふことを、ポンド地域とドル地域とにわけて、数字で御説明願ひたいと思ひます。

○風早委員 議事進行について……

きよりの大事な法案の審議にあたりまして、政府の御答弁は非常に熱意を欠いておられます。材料がいつも整えられておられない。これを考えるのに、大体この輸出信用保険法の改正案に対する裏づけの予算十億圓というものは、もうすでに通過してしまつた。だからもうたいがいにして、この法案の審議は二の次だ、こういうようなことではないかと考えざるを得ないほど、非常に低調で、これではとても抽象的なことを伺つて時間をつぶすということは、われ／＼としてははなはだ感心しないと思うのです。私もきよりの同僚加藤委員のあとで、徹底的に質問をしたいと思つて、いろいろ用意して参りましたが、こういう状態であつたらしく進んでおつても、決してつばな結論は出て来ないと思ふ。大体この十億はすでに通つたといつても、われ／＼は実際にプラント輸出ができるかできないか、できもしないもの、あるいは非常に不利益であるもの、そういうものを無闇につつ込むことによつて、結局穴を明けて、国民の税金負担でしりぬぐいをしてなければならぬ、こういうことについては非常に問題を持つておるわけでありまして、この点についてはたとい予算が通つておつても、その使ひ道はたしてどうするかといふことについては十分に検討しなくてはならぬと思ふ。もう少し政府の方で十分な準備をして来られて、出直していただきたいと思ふのです。

ついでに委員長にお話ししたいのですが、何でもかんでもきよりの質問を打ち切るということはやめていただきたいのです。もしやるとなれば、これは労働基準法を無視して、また速記者にもこれから相当長くがらばつてもならなければならぬ。大臣がきよりのまじめに審議しておられることに對しては、非常に敬意を表しますが、しかしながら通産省に人がないわけじゃない、また手が足りないわけじゃないのであるから、十分な準備をして出直して来られるように、委員長にお願いしたいのです。きよりのほうもこの程度で打ち切つて、はつきりした御答弁を期待できる日に延ばしてもらいたいと思ふ。

○中村委員長代理 風早君に申し上げ

ますが、通商産業局長は本日は参議院の平和條約の會議の方とかけ持ちでやつておられますので、こちらにばかりいるわけには行かない。従つて不満足な点があるかも知れませんが、御了承願ひます。なお政府側では十分誠意をもつて御答弁をしていただきたい。

○小川(平)委員 私は先刻から政府の

御答弁を承つておつたのですが、これは政府に熱意が足りないとか何とかかいうべき筋合いのものでは決してない。加藤君の御質問のときは、現在日本の貿易は不振であるが、その対策いかんというまことに空漠たる質問である。もつと具体的に御自分で勉強なさつて、ポイントをついた質問をなされるならば、これに應じた的確な御答弁があるに違ひない。さういふ空漠たる質問を卒然として出され、これに對して熱意がないとか何とか非難されるのはまづたぐり当らないのじやないか。それからまた計画数字に對して実績がどうなつておるかといふようなこととぐらひはどこへ行つても資料は得られる。新聞、雑誌等にも出ておるの

で、貴重な時間を費して、あらためて

そういうお尋ねをする必要はないのじやないか。質問者の側におかれても、すでに時間も遅くなつておるのでありますから、内容を要約されて質問をしていただく。また政府の方にも御勉強を願つて、何とかこれはきよりのうちに質疑を終了したい、私はかように希望いたします。

○中村委員長代理 小川君のお話も

もつともありますから、質問者におかれてはなるべく簡潔に質問をして、スピーディーにやつていただきたいと思ひます。

○加藤(鐵)委員 小川君がどうい

う意圖で横から突如発言をされたか知りませんが、私が先ほどから言つておるのは、担当の者がおられないとおつしやるから、私は具体的な質問を避けて、政治的に御答弁のできる質問をしてい

る。そこで今見解の相違だといふお話もありましたから、それでは実際に数字がどのくらい上つておるかといふことを御答弁願ひたい。そんなことは調べればわかる。わかるけれども、これはたとえ輸入不振の問題について、具体的な事例をあげようと言われれば、あげます。原材料が実際に予定通り入つておらないといふような数字をあげようと言われれば、あげられます。しかしさういふことを質問したのは、具体的な答弁が、担当官がおられないから、しにくからうと思つて、さういふ点を避けて、政治的な質問をしてい

ると小川君がおつしやるならば、政府のお役人はなおわかるはずである。それが御答弁できないといふことは、私に不勉強だとおつしやる前に、政府の不勉強なことを小川君は質問されたらよからう。私の質は好んで引延ばして

いるわけではない。できるだけ政府の忙しい立場も考慮して私は質問してお

る。それを何ですか、よいいなことを横から言つて……。私は政府の立場を十分考慮してやつておる。だからその点は今答弁できないとおつしやるれば私は追究をしない。今答弁できないから

すぐ調べて答弁しますとか何とかおつしやるればよろしい。私は政府のお役人が苦慮しておられる点を気の毒に思つて考慮しながらやつておる。だから何もそんなことで事を荒立てる必要はない。私は今風早君がおつしやつたことはもつともだと思ふ。もつともだと思ふけれども、しかしなるべくきよ

う上げたいといふ委員長の御考慮も考へ、いろいろのことを考へて、私はこんな問題で何も政府を相手にし、政府のあげ足をとつて喜ぼうなどと、そんなけちな考えを持つてやつてい

る。なぜさう事を荒立てるのですか。それはほゞまでにしてきよりの押し切らなければならぬといふ理由があれ

ば承りたい。さうおつしやるなら私はいくらでもこまかいことを質問しますよ。それを不勉強とか何とかおつしやる。私はことさらにさういふことは避けて質問に入つてい

るのです。私は別にそんなに事を荒立てて政府の責任を追究しようとか、さういふことを言

つておりません。ただ政府が見解の相違だとおつしやるから、それでは数字はどうなつておりますかと御質問した

わけです。それが今わからないとおつしやることを別にどうでもここで答弁しろと言つておるわけではない。ただ

風早君としてはあとで御質問なさる時間を十分ほしいといふ立場から、政府がすぐにキキキと答弁すればいいこ

とを、だら／＼としてなさらないから、さういふことをおつしやるのだ。どうしますか。

○中村委員長代理 委員同士でいつ

た議論しておつても始まりませんから、井上振興局長から答弁したいと申し出ておられますので、それを聞いて質疑を続行いたします。

○井上説明員 本年度の輸出入貿易の

計画と現在までの実績の対比がどうなつてい

るかといふ御質問でござい

輸出が進まないという問題がしばしば論議されておりますが、これについては何ら具体的なお話がなかつたようでございます。これは大きいといえばやはり日本の経済は計画経済の上にある程度乗せられなければならない。たとえば石炭の需要が増大するといえ、すく石炭の価格を引上げる、あるいは鉄鋼価格が引上るという、その日暮しの自由主義経済のもとにおいては、やはり企業の合理化ということがなかなか行われない。もちろんそういうことばかりではありませんが、私はそれが大きい原因であろうと思います。そういう点について先ほど抽象的な答弁しかなかつたわけですが、それについて今具体的な答弁を求めても同じことをおつしやるだらうと思いますので、私は繰返して御質問いたしません、今一つここで大臣からお聞きしておきたい問題がございます。今日輸出がうまく行かない点にはいろいろ原因はあるのでございますが、特に輸出業者が非常に多過ぎるという問題、ことにこのごろサブライヤーとしましては一つの見識を持つた、あるいは一定の資格を持つた人がやつておるといふのでなくて、電話一本あればやれるというやり方では、価格の問題についてもそういう間隙によつて相手国から値段をたたかれるという点もあるわけであります。そこで私が先般通産委員会に質問した問題は、事業者団体法の第四條の改正の問題でございますが、これについて首藤政務次官がその当時御答弁になつた点、すなわち事業者団体法の第四條はこれを削除するにあるいはこの点を緩和するという方向において修正する考えであり、臨時国会に出す予定

であるという確信ある御答弁でありましたが、今国会には出て参りません。この点について、首藤政務次官は今日おいでにならないけれども、やはり政府の方針として御答弁になつたことであらうと思いますが、はたしてそういうお考えであつたかどうか。その場の思いつきで御答弁になつたことでないとなれば、何らかの事情があることであらうと思いますから、この臨時国会に出されなかつた理由について大臣から御答弁を願いたいと思います。

○高橋國務大臣 事業者団体法について首藤政務次官が今のお言葉のような答弁をいたしたかと存じますが、これはその当時のわれ／＼の方針であつたのです。私も個人の意見としては事業者団体法は全廃すべきものだとも今日も考えております。事業者団体法と独禁法もあわせてですけれども、相当大幅の修正をすべきものだとも政府で考えまして、その後引き続き関係方面と折衝をしておるのでありますが、まだ結論を得ないのです。大体結論に近づきましたので、私はぜひこの臨時国会に提案するように運びたいと希望しておつたのですが、ちよつとそれは現在のところお約束ができませんが、なるべく早く提出する、臨時国会に間に合いませんでも、通常国会には必ず結論を得て提案ができるかと私信じております。

○加藤(健)委員 今のお約束ははなはだけつこうでございしますが、これはぜひひとつ通常国会に実現していただくしたいと思います。

なお今後貿易方式あるいは為替決済の方式等についていろいろ質問したいと思つておりましたが、担当官がおいでにならないので、その点は他の機会

に譲りまして、これで私の質問を打ちります。

○中村委員長代理 次は風早八十二君。

○風早委員 この輸出信用保険法の一部を改正する法律案の趣旨は、プラント輸出が最近非常に不振である。これを何とか盛り立てなければならぬ、という趣旨であることは十分わかるわけでありますが、そのプラント輸出を盛り立てるということが実際にどの程度可能な見通しがあるのか。また實際問題として日本にそれが利益を与えるのか。こういう点について根本的にいろいろ問題があると思いますので、主としてその観点から御質問してみたいと思います。時間が非常にきつうくつであります。これはお互いに非常に迷惑な話なので、私も今日午後から今までしんぼうしたわけなのであります。大臣も非常にお気の毒だし、各委員も非常にお気の毒ですが、これはやはりきよう打ち切りということなれば何つておきたいと思えますから、しばらくごしんぼう願いたいのであります。

この制度を活用するというその対象の地域は、主としてドル地域に対して輸出されるということであるのか。もしそうだとすると、このプラント輸出ということとドル地域に対する輸出の促進とが相当食い違ひはしないかという点であります。實際ドル地域はこのプラントの輸入というものを望んでおられないのであります。しかるに今の政府としても貿易政策としてドル地域に対する輸出を非常に促進させようとし、なおられるが、この点が食い違ひはしないかという点について、これは振興局長でよろしうございますから御

説明願います。

○井上説明員 先ほども加藤委員からの御質問に対しましてプラント類の輸出の最近までの実績、並びに現在におきましての受注の残という点につきまして、地域別に各機械別に申し上げたわけでございますが、この地域の点につきましては、東南アジアがもちろんその大きな割合ではありまするが、これ以外に中南米あるいはその他のアフリカ、ヨーロッパ方面の国々もこの中に入つているのであります、このプラント輸出の振興がダラー貿易の推進という問題と背馳をするのではないかという点は、必ずしも御意見のようなことにはならないと考えております。

それからもう一つの理由といたしましては、東南アジア計画、これは言うまでもなくE C Aの計画と相呼応する問題でございまして、E C Aの資金が東南アジアの方に投入になるということを通じて、わが国がプラント類の輸出を東南アジア地域に向けて今後一層推進して参るといふ問題は、大きな意味での日米経済協力の線に沿うものであるということを通じて、同様にダラー地域の貿易の推進という問題と、プラント輸出の振興というものが必ずしも背馳をするものではないと考えるわけであります。

ついででまことに恐縮でございますが、先刻の加藤議員の御質問につきまして、この機会を拜借しましてお答えを申し上げたいと思ひます。輸出計画は先ほども申しました通りに当初は十三億三千三百万ドルという計画でございましたが、これが改訂になりました。十三億四千四百万ドルというのが現在の二十六年度の輸出計画でございまして、

か 四月以降十月までの貿易の正確な数字は、六億八千四百三十八万ドルといふことになっております。ちやうど半年もつてそのパーセンテージが五一・二%になつております。今後の情勢の推移のいかんによつて、もちろん異なつて参りましょうけれども、今日までの実績としましてはその計画の半ばをすでに上まわつておる。また今後の見通しにつきましては先ほど大臣の方から申された通りであります。

○風早委員 このプラント輸出そのものの主たる仕向地というものは、やはり東南アジアであるといふことはこれは政府も承認されると思うのです。ところがこの点について政府の部内で相当意見の対立、食い違いというものがあつたに聞くのではありますが、これはすでに法案が政府提出として出された以上解消したとは思いますが、念のために何つておきたい。外務省筋では賠償問題にからんでプラント輸出にしてもその他の輸出にしてもあまり望まない。たとえば肥料のごときもあまりない。これが東南アジアへ向けて出されるといふようなことは、何か日本にそれだけの生産能力がある、従つて賠償能力もあるのだ、こういうことを思わせる。また実際東南アジアの諸国においては、日本にはこれだけの輸出能力があるんじゃないか、プラント輸出能力さえあるんじゃないか。だから賠償をもつと支拂うべきじゃないか、こういうような意見もあると聞いているのですが、外務省がこれに大体同調しておるのか、それをおもんばかつておるのか、そういう点については通産當局としては、これははつきりしておられるでしょうが、その点をひとつ伺いたい。

国内の市場価格が若干下押ししました。関係上、金融その他の点についても相当二次製品のメーカー等においては辛

しいところが出て参つたような状況がありまして、そういうものが輸出能力を保持するという見地から、若干の引下げが行われたのであるというふうな考へておられます。

○風早委員 そのダンピングという言葉はとにかくとして、大体値段でいいますと、五万八千円のものも四万八千円を出してゐる。これはやはり政府がそういうふうな奨励した結果なのか、これではやはり採算がとれるということなのか、今のようになると輸出の方へまわしたいというお考えとすれば、むしろ政府は内需を圧迫しない程度でと言われるけれども、実際問題として輸出をやはり先行して行くということから、こういうふうな事実が出てくるのではないかと思うのですが、それがやはりメーカーの無理で行われておるのか、あるいはその場合には、実際にたとえば鉄鉱石なりが一応値段に安く入つて、何かそういう交換条件でもあつて、採算が特にこれらのメーカーについてはおとれるのか、そういう点はどうなつておるのでしょうか。

○葦澤説明員 建値の引下げにつきましては政府が関与しておるといふことはありません。現在価格につきましては何らの統制が行われていないわけでありまして、鉄鋼メーカーが独自の採算あるいは商売上の見地から行つておるわけでありまして、先ほど申しましたように、国内市場が若干下押しした状況に対応しまして、メーカーが建値の引下げを行つたのであります。これはただちにその値段が赤字を生んでおるといふふうには見ないのであります。が、いろいろ種類の鋼材があるわけでありまして、一部のものの引下

げによつて他のものの利益をカバーするということも考えられましようし、それからいたずらに品物のストックをつくつて手をこまねいておるよりは、若干値引きをいたしましてこれを荷さばきいたしまして、その運転資金の回転をよくするといふような見地からまた考へるわけでございます。そしてメーカーの独自の採算によつて行われておるわけでありまして。

○風早委員 鉄鋼局長にさらにお尋ねしますが、私もこれらの三社がおそらく採算を割つておるとは思わないので、ただ問題は、それ以外に中小といひますか、中小でもないだろうと思ひますが、平炉メーカーといふような連中は相当苦境に陥つてははしないか、ことに今電力問題などでも、実際私も大阪へ行つて参りましたも、各鉄鋼のメーカーは異口同音に非常な窮境を訴えていたわけですから、これは休電、停電から来る問題であります。しかしながらこれに関連してあらゆる面からやはり相当な圧迫を受けておることは、同じような値段でなければ、今度は相手方に引取つてもらえないということになると、これらの大きな三社が建値の引下げをやることによつて、やはり相当影響をこうむりはしないかという点について、政府は特別に考慮を拂われておられますか。先ほどすでに他の委員からの御質問で、大臣からも補給金は今のところ考へておられないというお話でしたが、そういう点については、今特別に必要を感じておられないのですか。あるいは必要を感じておるが、今出す意思がないという意味なのか。これはどうですか。

○葦澤説明員 お指摘になりました平

炉メーカーが、高炉メーカーに比較いたしますと相当困るのじやないかという御説のうち、電力の最近の特に悪い事情につきまして、特に関西地方には平炉メーカーがたくさんありまして、非常に困難を來しております事実につきまして御指摘の通りであります。これに對しましては、われ／＼としてでもき得るだけの善処をいたすとともに、また関西地方における鉄鋼メーカーが、特にみずからの石炭を電力の方に五万トン供出したしまして、電力の窮乏を打開するというようにみずから動いたような面もあるわけでありまして、これはひとしく全般的な問題でありまして、かつ私も一時的な問題として終ることを希望しておるわけでありまして、御説のごとく、この点につきまして今後出て参ります問題については、対策を講じて行きたいといふふうに考へておられます。

それからそのほかの平炉メーカーが困難にいたして参る問題といたしましては、原因はスクラップの価格の高低によつて平炉メーカーが高炉メーカーに對して影響をこうむるわけでありまして、たゞしい鋼材の建値が下りまして、平炉メーカーはその入手するスクラップが安く入手できます場合におきましては、そう痛痒を感じないわけでありまして、スクラップの高低はまた鉄の値段の高低と相からんで参るわけでありまして、鉄の値段がそのままで、スクラップの値段が上つた場合には、不利な状況になります。しかしその逆な場合には、また有利な場合になることもありますので、これは市場の価格の変動に伴つて起きて来る問題であります。高炉メーカーにいたし

ましても、平炉メーカーがいたずらに困るということとは、みずからつくります鉄の供給先が困るわけでありまして、單なる商売上の対立ということだけでは解決されない、お互いにやはり密接な結びつきのある問題でありまして、現状の一時の高低によりまして若干そこに利害の対立があるかに見えますが、根底におきましては一連の緊密な連繋があるのであります。おち／＼とところへおちつくものであるといふふうな考へ方をいたしておられます。従ひまして、先ほど大臣からお話がありましたように、補給金を出すということについては現在のところ考へておりません。

○風早委員 電力の問題はきよう直接の問題ではありませんから、省きたいと思ひます。しかしこれが一般的に影響しているといふことは、これはあなたも御承知でないとは言えないと思ひます。これは八幡にしても、広畑にしても、また日本鋼管にしても、こういうようなところは自家発電を持つておりますから、実際のところおち／＼と痛痒を感じない。平炉メーカーとはまったく條件が違つておるといふことは、これは事実としてはつきりしておきたいと思ひます。しかし電氣だけの問題ではないので、金融面からしても、その他の仕入れの原料の問題にしても、そこに非常に不平等があれば、これはやはり非常に大きな痛手だろうと思ひます。そういう点で、政府がどの程度までこれらのメーカーに対して配慮があるかという点を聞きたかつたわけでありまして、特別な点もないといふお答えですから、一応それで聞いておきたいと思ひます。

次にこの貿易業者そのもののメーカーにも関係がありますが、貿易業者そのものについて直接やはり関係のあるものとして、この法案の第五條の二にあげられております今度の保険契約の、大体対象になる事故の各項目についてであります。第一に「外国において実施される為替取引の制限又は禁止」といふのがあります。これはいろいろ先ほども御質問があつたようでありまして、この中には国際価格の変動によるものは特別に入つておられないわけですが、この点を振興局長に伺ひたい。

○井上説明員 それは保険事故には入つていないと考へる次第であります。○風早委員 ところが一方外貨予算で、外貨の割当というふうなことで縛られてゐる條件のもとで、国際変動は相当著しい。しかしそれに対してすぐ有効な手を打つという手段がない。こういうふうな事情から、この大きな国際的な価格の変動に對処して行くといふことが、少くも中小の貿易業者にとつてはできないわけですから、そういう点にしろ非常に大きな損失があるわけでありまして、つまり買いたいときに買えない、売りたいときに売れないといふような大きな問題があると思ひます。そういう点で、こういうのを特に除外しておられるといふことはどういふ趣旨なのであるのか。

○井上説明員 御質問のように、物価の変動によつて生ずる損失のカバーといふような問題につきましては、業界の方の一部にはそういう希望があることを聞いておりますが、今般は、先般申しました通りこの法案の内容についての保険という方法を通じてその危険のカバーを考へる。言いかえれば、そ

いう価格変動によつて生ずる損失といふものは非常に危険が大きい、また同時に損害の金額も大きいといふことに相なりす関係上、これをこの保険制度でカバーしようといふことになり、あるいは、保険料率が非常に高くなるか、あるいは国の財政的な負担、言いかえれば保険金の面において多額の支出を必要とするといふこと、いずれかになる危険が非常に多いわけであり、今回の信用保険は名称通りに保険でありまして、国家の補償という方法ではございせんので、そういう物価変動によつて生ずる危険のカバーということはこの際は考慮外に置きましてたわけでありす。

○風早委員 やはり国際価格の変動と関連してキヤンセル問題がある。この前もちよつとお尋ねしておいたわけでありすが、キヤンセルの場合に、これによつて生ずる業者の損失というものは事故のうちに加えられておらぬか。これはやはり法案としては非常に致命的な欠陥ではないかと思ふので、これが国際価格の変動と非常に関連してあるわけで、その場合に仕向地の側では向うさんはこれに対してキヤンセルをする、これが両々相まつて、そうでなくとも国際価格の変動でこちらの能動的にやりたいことはやれな

い。また外貨の割当の問題もありまして、非常な損失をこうむるといふことを結局そのまゝ見送らなければならぬ。そこへもつて来て、今度は一たん契約したものでキヤンセルされるという事になりす。これは非常に大きな損失なんです。先ほど大臣はキヤンセルのことを言われました。キヤンセルは非常に日本に対して好意を

持つてくれているというお話であつた。それはあるいは事実かもしれせんが、しかしつたうそれと矛盾する事実もあるわけだ。先般の振興局長からのお話によつても、大體繊維のキヤンセル二億数千万ヤール、これはわずかに九億数千万ヤールのうち二億数千万ヤールがキヤンセルされている。その大部分がキヤンセルだと言われている。そういうこともあるのでありまして、なか／＼これはゆだんがならぬ。こういう事故に対して何らの救済の手段が講ぜられないといふことは、これは片手落ちではないかと思ふので、こういう点では大きな政策の面から大臣にひとつお答え願ひたいと思ひます。

○高橋樞務大臣 今の御質問のうちにありましたがキヤンセルで日本に非常に好意を持つておる、そうして一方でキヤンセルが非常に多いといふ点であります。これは実際の模様を聞いてみますと、好意の有無に關係ないのです。あそこは新しく起つた国であります。その中で、非常に弱体なバイヤーまた信用のできぬバイヤーが非常に多いので、それで日本の商社がその調査ができなくて手当り次第に契約をした結果のように私は見ております。キヤンセルに対する補償保険の問題は、いろいろまた反面に行き過ぎ弊害の点もあ

てていただかないと、非常に片手落ちになると思ひます。

次に第五條の二の三に、政府は一般会計年度内に引受ける乙種保険の保険金額の総額が国会の議決を経た金額を越えない範囲において引受けるというわけですが、その金額といふのはまた必ずしも多くないわけなんです。そこでこれに漏れたものがたくさん出て来るわけだ。プラント輸出そのものが、實際契約もないような状態では問題になりせんが、しかしこれは当然にこれから／＼契約が行われるといふことを前提にされておるのでありまして、契約をした、事故が起つた、そしてどういふ順序になりますか、とにかくある特定のものはこの保険にかかれる、しかしながらそれにかつたものがたくさん出て来るわけだ。そういうものに対してはどういう措置をとられるわけですか。あるいは翌年度の予算にこれを考慮するの、そういう点についてはどういふお考えな

○井上説明員 この第五條の二の第三の規定に基きまして、国会の議決を経まして、政府がきめました金額を越えて保険を引受ける必要があるというやうな場合には、補正予算等を通じてこれの増額を考えたいといふつもりであります。

○風早委員 そういたしますと、ほとんど事故が出て来た場合には、次々にまた補正予算でその一応の危険負担を国庫で背負ひ込むといふことになるわけでありまして、これは相当慎重を要する問題になると思ひます。しかし漏れたものに対してはこの法案の許す限りにおいてはやはり均等な機会

を与えられるのが当然だと思ひますから、その点はその限りでこれは正しいと思ふのです。しかしながら実際にいいて、こういう法案にしましても、その恩恵をこうむるものがはたして全貿易業者あるいはまた全メーカーに均霑するかといふ点については相當の疑問があると思ふのです。最近繊維につきましては、特にキヤンセルのせいもありまして、大成産業であるとか、西野産業であるとか、名前をあげるのにはどうかと思ひますが、数十社の倒産が事実となつて現われておるに思ひます。ところが他面におきまして、三菱などの財閥系の大貿易業者は相當活

氣を呈しておる。これは何れもこの法案にしても、最近の事情からいいて、貿易業者の間に非常な淘汰が行われて、そこに大きな集行が行われて来ておるといふことが言えるのではないかと思ふのです。そういう点実情はどうであるか。またこれに対しては政府はどういふ見解をとられるか、これもひとつこの際お答えを願ひたいと思ひます。

○井上説明員 今日の日本の貿易業者の経済の力というものは、戦前のわが国貿易業界の力と比べて非常に弱体化しておることは争えない事実であらうと存じます。今後わが国の貿易の健全な発展を期するといふ点から申しまして、貿易業者の實力がますます充實して参るといふことはむしろ望ましい点であると考えております。そういう範圍におきまして、貿易業界の自由競争の結果優勝劣敗の現象が起きて参るといふことはやむを得ない事実であらうと考えております。と申しましてもちろ

ろん政府は、貿易業者の大小を通じて、公平な機会均等という観点でいろいろな方法ないしは各種の制度を考へるわけでありすが、そういう公平な基準の上におきましてのきびしい自由競争の結果、優勝劣敗が行われるといふことは、やむを得ない現象であると考えております。

○風早委員 やはりあなたも自由党の自由経済の原則に立とうとしておられるように見えますが、しかしそのすき間に、つまり日本の貿易業者にしましても、こういう自然的な競争にまかせるといふことでは、結局外銀、外商に支配されて来るという問題がそこからまた出て来るといふことを、政府は一体どういふふうにお考えを、政府はかた／＼金融の問題にしましても、これはどうもちよつちよつと保

険ななかで問題が解決されるわけではないのであつて、銀行から相當な資金も借りなければならぬわけだし、日本の銀行は外銀に対して比較的高利である、こういうことから實際大きな貿易業者は次々に外銀から金を借りるという傾向が最近ずつと始まつておるやうに思われる。特に伊藤忠とか岩井とか東横、江商、九紅その他、この六社だけでも七、八、九月の三箇月間に百万ドル以上を外銀から借りておるといふやうなこともあるやうであります。こういう点についても放任しておいてけつこうだといふふうにお考えでしようか。

○井上説明員 わが国の貿易業者に外銀から信用供与があるという傾向について政府は放任しておる考えであるかどうかといふことが今の御質問であつたかと存じます。われ／＼通産省とい

たしましては、外銀の信用供与という
ことは、むしろわが国の貿易の進展発
展が期待し得る場合には、これは別段
さしつかえないものと考えておりま
す。

○風早委員 大体そういうお考えだと
いうことは承つておきます。

そこで先へ進めまして、輸出アラン
トの問題の根本であるところの東南ア
ジア貿易が今後はいやでもおもうでも日
米経済協力の線でもドル地域から東南ア
ジアの方に切りかえられて行くことにな
つて比重が高まることになつたわけ
であります。政府もまたその方針で
やられておると思いますが、突如問題
として東南アジア貿易の将来に對して
は、この法案だけに限らずお尋ねする
のであります。そこいらへいへな矛盾
が出て来ていると思つたのであります
。そういう矛盾について政府はどの
程度まで認識しておられるか承りた
い。實際これで行つて行けばうまく行
くと考えられるか、もしそうであるな
らばその根拠をわれ／＼の納得の行く
ようにお答え願ひたいのであります。

○井上説明員 御質問中に東南アジア
の経済開発ないしは東南アジア地方と
の貿易の振興につれていへ／＼の矛盾
が生じて来るという点であります。そ
れはお答え申し上げます前に、その
の矛盾という事は風早委員はどのう
いふ点を内容としておつしやつてい
るかという点をむしろお伺ひ申し上げ
たいと思ひます。

○風早委員 逆襲して来られました
が、政府は一向矛盾という事は感じ
ておられないのですか。私は政府がど
ういう程度まで矛盾を認識しておられ
るかというのを聞いていられるわけ

です。私も矛盾だらけに感じている
のであります。政府はどの程度まで
認識しておられるか、政府の見解を
聞いている次第であります。

○井上説明員 御質問に對しまして十
分正確にお答え申すまでには当然その
前提として御質問の内容をもう少し詳
しく承知したいと思つたのであります
が、今おつしやいました範圍内におい
ては矛盾は私不明にしてわからないの
であります。

○風早委員 どうも逆にこちらから聞
かれるのはなほ迷惑千萬なのです
が、政府は矛盾と言へばさうびんと感
じられると思つたのですが、感じられ
ないと思つたのでありますが、さうい
う例をあげてお話ししたいと思います。
たとえばこちらからプラント輸出を
すると言つても、これの採算をよくす
る、つまりコストを下げるためには、
たとえば原鉱にしましてはその他の石
炭にしまして、こういうような原料に
ついてはやはり有利な開拓がなければなら
ぬと思つたのです。ところが現在日米經
済協力の点からそこに非常な矛盾があ
ることは、これは御承知だと思つたの
です。言うまでもありませんが、たと
えば塩にしても、中国から八ドルで買
えるものを、紅海から二十ドルで買
つておる。鉄鉱石にしても、七ドルで買
えるものをアメリカから十八ドルで買
つておる。石炭にしても、十一ドルで買
えるものを三十一ドルで買つておる。
その他食糧にしても、綿花にしても同
様です。安く買えるところはあるわけ
です。ところが高いところから買つて
おる。こういうようなことが東南アジ
ア貿易の根柢である日米経済協力の線
から出て来ておるということは、前々

からしば／＼繰返されておる事実なん
です。こういう大きな穴を一方で持つ
ておつて、もう一方でどうしても不利
なものを無理やりにつつ込んで行つ
て、そのしりや、あるいはこの保険に
よるとか、あるいはその他政府出資に
よるとか、いろいろな形でカバーしな
ければならぬ。こういうばか／＼しい
仕事をやつておるのです。すべてこ
ういふ法案を審議する場合においては、
常にその根本に触れなければ真に問題
を解決するということにはならぬと思
う。私はそのことを言つておるわけ
であります。そういう点はもう何度
も何度も出ておること、耳にたこがで
きるほど聞かれておることであつて、
矛盾として感じない程度になつてお
るのか。コストを下げる、合理化を
するといつても、原料をもつてつくる
プラント輸出でありますから、原料が
ぐつと半値以下に下ることになれば問
題はないのです。そういう点について
解決の道が一方であるのに、それをほ
うとして、しまいにこれは考えもしな
くつておるというのでは、問題は解
決しないと思つたのであります。もし
その矛盾がおわかりでしたら、その点
について見解を答えてもらいたいと思
ひます。

○井上説明員 重要原料、なかんずく
鉄鉱石あるいは粘結炭あるいは塩等の
物資につきましては、なるべく優良な
ものをなるべく廉価に買つていふこと
がわが国経済の発展上、きわめて肝要
であるといふことは、まづたく仰せの
通りであります。われ／＼もわが国の
産業経済の発展を念願する以上、優秀
な重要原料を可及的廉価に入手する
という状態の実現を希望しておるわけ

でございますが、現在なお一種の停頓
状態にあります。中央貿易につきまして
も、一層活発な発展を期待するとい
ふ点につきましては、先刻通産大臣から
申された通りであります。いろいろ
な事情から、ことに今日わが国が立脚
しておられます國際上の地位、さうい
ふような観点で、この際すみやかにそ
ういふ状態の實現を期待することがで
きないことは、われ／＼も同様遺憾に
存じているような次第であります。

○風早委員 時間の關係がありますか
ら、簡単に端折ります。大臣に一つ
お聞きします。

結局この法案によつて一部救済され
る範圍は、たかがこの十億円の活用
の限度にかつておるのであつて、非常
に問題に限られておる。しかもこれに
よつて漏れるキャンセルであるとか、
あるいは國際價格の変動ということに
對する損失の保險は除外されておる。
こういうようなことから、非常に効用
が極限されていることは事實である
と思ひます。しかしながらその欠を補
い、またもつと根本的に日本の平和産
業を發展させて、日本の経済を復興
するといふ、そういう唯一の道が通商の
自由といふところにあることは、おそ
らく政府としても御同感であらうと思
う。この点については、気がついてお
るけれども、今の日本の國際關係上ど
うにもしようがないといふのがいつも
の政府のお答えであります。しかしこ
れをもう少し具体的に掘り下げまし
て、この通商の自由を實際に阻んで
いる法的な根柢は一体どこにあるのか、
今までは占領下でありまして、事實上
いろいろ／＼な面で、事実上の管理なり
あるいは許可権なりを司令部に握られて

いるといふようなことがありました
が、今後戦後後という点について
は、實際あらたまつて、日本の自主貿
易権が完全に回復するといふ見通しを
持たれるのか、こういうことを私は問
題にしたいのであります。その第一
として、今制限を受けている法的な根
柢、たとえば中日貿易が禁止されて
いるが、その法的な根柢はいつになつ
たら排除されるのか、さういふ点につ
いて、大臣からひとつお答えを願ひま
す。

○高橋國務大臣 先刻のお言葉の中
に、塩とか、鉄鉱石とか、中共から安
く買えるのを買わないといふお言葉が
ありました。私も買わないのです。
やない、現在では買えないのです。
現在では、御承知の通りまだ占領下
にあるわけなのであります。將來どう
いふ見通しを持つておるかといふよう
な問題だかと思つたのですが、私は、
これはだん／＼打開されて行くだろう
と期待しております。それを望んで
いるといふことだけしか今日はお答
えができません。

○風早委員 今大事な御発言があつた
わけですが、つまり向うが売つてくれ
ないものだから買えないといふことだ
らうと思ひます。それは輸入先行であ
らうと思ひます。それは輸入先行で
あつたと思ひますが、それは事實と
反して私には思ひます。輸入先行
といふことは、向うが売らないとい
ふことじやないのです。つまり向うと
してはせつ／＼鉄鉱石や粘結炭を日本
に送る、そのかわりに日本から鹽がき
粉をくれるといふものでは、それは話
にならないといふことではあります。も
ちろんバターとして同時に両方から

適当なものを送るということであれ
ば、売らないわけではないのです。現
に最近、これは中国ではなくソビエト
であります。今来ておるソビエトの
通商代表ダムニツキ氏は、日本で売
りたいものは必ず買つてやるし、また
日本では売れないものは売つてやる、こ
に木材、パルプ、パルプ木材、石炭と
いうふうなものについて、幾らでも売
るということをやると言つておる。
食糧についても同様です。ただそれ
に対して日本から菌がき粉を送ると
か、あるいは着るものではないよう
な短いパンツを送るということでは困
るといつておるわけですね。問題は向う
が送らないというに理由がある
のではありません。その理由はむしろ
こちら側にある。しかもそれがこちら
側というよりも、日本が自発的にそう
いう原因をつくつておるというより
も、事実日米経済協力というわけには
められておる。ところが問題があるとい
うことは、これは政府としても承認さ
れると思ふのです。そういう点で、今
いろいろな事情がかわつて行きつづあ
り、国際的兩陣営の平和的な経済的関
係の新しい樹立ということが問題にな
つて来ておる。ただ向うに責任を
買つて、こちらの責任について十分
に検討しないということでは、日本だ
けが取残されてしまひはしないかと思
ふ。そういう点では、わが通産大臣は
今までの方とは違つて非常に考へてお
られると思ふので、もう少し具体的に
打開の糸口を考へてもらいたいと思
ふのですが、時間もありませんから、私
はその点はそのくらいにして、大臣が
お答えくださればぜひお答えを願いた
いと思ふ。

立つたついでに、外務の委員の太
保さんに長くお待ち願つておると思
います。ちよつとお尋ねしておきた
い。ドル貨の割当というふうなこ
は、今事実上日本の権限のものにはな
いと思ふのであります。そういうもの
のはいつになつたら自由になるか。こ
れについてお尋ねしたいと思ひます。
○大久保政府委員 外貨の管理権が日
本政府に委譲されましたことは御承知
と存じますが、ただただいまの状態と
いたしまして、これをどういうふうな
使用するかという外貨予算の問題につ
きましては、先般外貨資金の移管があ
つた際に発表がございましたように、
ここの当分はやはり関係方面に相談いた
しまして、合意の上でこれをとりきめ
るという状態に相なつております。
○風早委員 たいへん時間をとつて申
訳ないのですが一言だけお尋ねをいた
しておきたいと思ひます。いろいろな
禁止品目があるわけですね。主として戦
略物資ということになつております。
が、その中にみかんがあるのです。マ
ンダリン・オレンジと書いてあります
が、日本のみかんが一体どういふわけ
で禁止になつておるかまつたかわかな
い。実際にみかんを送りたいという業
者もあるのですから、ひとつわかるよ
うにお答え願ひたいと思ひます。
○松尾説明員 実はみかんのほかに、
ほうろく鉄器とか数品目ございます
が、これは許可品目でございまして、
別段戦略物資として規定してあるわけ
じやないものであります。これは実は
輸出価格の調整とかいふような、別の
目的で掲げておるわけでありまして、従
いまして中国あるいはソ連からドルで
お買い取りになれば喜んで出す品目で

ございます。許可品目を見られて、そ
れが全部戦略物資とおつしやられては
困る……。
○風早委員 戦略物資とは言つておら
ない。戦略物資がおもであると言つ
ておるのです。
○松尾説明員 それは戦略物資ではあ
りません。価格も調整するために掲げ
ておる物資なのであります。
○風早委員 そうするとこれは出せる
わけですね。それをはつきり聞いてお
きたいのです。
○松尾説明員 さうでございます。
○風早委員 大臣に一つ最後を飾つて
もらいたいと思ふのですが、私の言つ
た今の国際経済の新しい動き、つまり
二つの陣営が、少くとも経済的には平
和的に共存ができ、そこから実をあげ
て行つて、政治的にもやはり友好関係
を回復しよう、こういう大きな課題が
出ておつて、今度モスクワでも、来年
の四月三日を期して国際経済会議が開
かれることが提唱されておる。その準
備会が十月二十七、二十八日にコペ
ンハーゲンでありました。日本からも
委員が選ばれておる、こういう状態で
あります。ここで兩陣営から専門家そ
の他実業家が出て来て、お互いに平和
的な経済的共存の案をあげようとい
うことが起つておるわけですね。アメリ
カからも三十九人招請されておる。イ
ギリス、フランスあたりの大きな銀行総
裁などが、すでにコペンハーゲンの方
に参加しておる。そういうふうな動
きもあるような状態の中で、日本だけ
がぼんやりしておるわけに行かぬと思
ふのです。そういう点で大臣の御抱負
はどうであるか、ひとつ伺つておきた
いと思ひます。

○高橋國務大臣 たいへんむずかしい
御質問ですが、私は世界の今のむずか
しい国際情勢なんというものは解決さ
れて、どこの国でも自由に交通がで
き、自由に貿易ができることが一日も
早く実現することを願ひてやまないの
です。
○中村委員長代理 これにて通告者の
御質疑は全部終了いたしました。他に
御発言はないようでありますので、本
案に対する質疑はこれにて終了いたし
ました。
○中村委員長代理 次にただいま本委
員会に付託せられました中小企業信用
保険法の一部を改正する法律案につ
きまして政府当局よりその提案理由の説
明を求めます。
中小企業信用保険法の一部を改正
する法律案
中小企業信用保険法の一部を改
正する法律
中小企業信用保険法（昭和二十五
年法律第二百六十四号）の一部を次
のように改正する。
第一條の前に次の目次及び章名を
加える。
目次
第一章 總則（第一條、第二條）
第二章 金融機關を相手方とする
保險（第三條、第九條）
第三章 指定法人を相手方とする
保險（第九條の二、第九條の五）
第四章 雜則（第十條、第十二條）
附則
第一章 總則
第一條中「貸付」の下に「及び指定
法人の中小企業者の金融機關に對す

る債務の保証」を加へ、「信用保險」
を「保險」に改める。
第二條第二項中「資本金額（株金
總額、出資總額又は株金總額及び出
資總額の合計額）を「資本の額若し
は出資の總額」に改め、同項を第
三項とし、同條第一項の次に次の一
項を加える。
2 この法律において「指定法人」と
は、中小企業者の金融機關に對す
る債務の保証をすることを目的と
して民法（明治二十九年法律第八
十九号）第三十四條の規定により
設立した法人であつて、政令で指
定するものをいう。
第二條の次に次の章名を加える。
第二章 金融機關を相手方と
する保險
第四條第二項中「三百萬元」を「五
百萬元」、「一千萬元」を「二千
萬元」に改める。
第九條の次に次の一章を加える。
第三章 指定法人を相手方と
する保險
（保險契約）
第九條の二 政府は、會計年度の半
期ごとに、指定法人を相手方とし
て、当該指定法人が中小企業者の
金融機關からの借入による債務の
保証をしたことを政府に通知する
ことにより、保証をした借入金
の總額が一定の金額に達するまで、
その保証につき、政府と当該指定
法人との間に保險關係が成立する
旨を定める契約を締結することが
できる。
2 前項の保險關係においては、保
証をした借入金の額を保險金額と
し、中小企業者に代つてする借入

金の全部又は一部の弁済を保険事故とし、保険価額に百分の五十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 政府は、第一項の保険関係が成立する保証をした借入金金の額の総額の指定法人を適する合計額が、会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内でなければ、同項の契約を締結することができない。

(保証関係が成立する保証をした借入金)

第九條の三 前條第一項の保険関係が成立する保証をした借入金は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限り、

2 前項の借入金金の額は、中小企業者一人につき、合計五百万円(その中小企業者が中小企業等協同組合であるときは、二千万円)をこえてはならない。

(保証金)

第九條の四 政府が第九條の二第一項の保険関係に基づいて支拂すべき保証金の額は、指定法人が中小企業者に代つて弁済をした借入金金の額から指定法人がその支拂の請求をする時までに中小企業者に対する求償権(弁済をした日以後の法定利息及び遅延利息)がでなければ、費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下同じ。を行使して取得した額(指定法人が借入金金の外利息又は費用についても弁済をしたときは、求償権を行使して取得した額に、弁済をした借入金金の額の繰上額に対する割合を乗じて得た額)を控除した残額

に、百分の五十を乗じて得た額とする。

(準用)

第九條の五 第五條の規定は、指定法人を相手方と保険に準用する。

2 第七條及び第九條の規定は、指定法人に準用する。

3 第八條の規定は、指定法人が中小企業者に代つて弁済をした場合において、政府が保証金の全額を支拂つたときに準用する。この場合において、「百分の七十五」とあるのは「百分の五十」と読み替へるものとする。

第四章 雑則

第十條中「金融機関」を「金融機関又は指定法人」に、「第三條第一項の契約」を「第三條第一項若しくは第九條の二第一項の保険契約」に、「同項の保険関係」を「第三條第一項若しくは第九條の二第一項の保険関係」に、「同項の契約」を「保険契約」に改める。

第十一條第一項中「第三條第一項」を「第三條第一項又は第九條の二第一項」に、「同條第二項中「金融機関」を「金融機関又は指定法人」に、「同條第三項中「金融機関」を「金融機関又は指定法人」に改める。

第十二條第二項中「第三條第一項の契約」を「第三條第一項又は第九條の二第一項の保険契約」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

2 政府は、第九條の二第三項の規定にかかわらず、昭和二十六年度に限り、同條第一項の保険関係が成立する保証をした借入金金の額の総額の指定法人を適する合計額が、百億円をこえない範囲内で、同項の契約を締結することができ

3 中小企業信用保証特別会計法(昭和二十五年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「法第八條の規定により政府が代位した貸付金債権の回収金」を「法第八條(法第九條の五第三項において準用する場合を含む)の規定による代位による回収金」に改める。

○高橋國務大臣 中小企業信用保証法の一部を改正する法律案理由を御説明いたします。

御承知のように中小企業信用保証法は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にし、中小企業の振興をはかるため、金融機関の中小企業者に対する貸付につき政府が信用保証を行う制度でありまして、昨年十二月十五日公布施行されたのでありますが、その後今日まで約十一ヶ月間の実施状況を見ますと、附保金額は約二十七億円にすぎず、遺憾ながら金融機関の利用は必ずしも十分ではないのであります。このように利用がまだ十分でないことの理由は、もちろん制度の実施後なお日が浅く、その趣旨が十分に徹底してい

ない点にも求められるのであります。また一般金融情勢によりまして金融機関としては長期資金の供給が困難であること、あるいは制度そのものにもなお改善を要する点があるのではな

約されているのであります。従いまし

その改正の第一点は、保証関係が成立する一中小企業者に対する貸付金額を現在の三百萬から五百萬円、その中小企業者が中小企業協同組合であると

何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願いいたす次第であります。

中小企業者の金融機関に対する債務を保証することを主たる業務とする公益法人でありまして、中小企業信用保証が金融機関の貸付について保険を

午後六時五十六分散会